

目 次

[課程博士]

学位記番号	学位の種類	氏 名	論文題目	
甲第 52 号	博士 (社会福祉学)	安 瓊伊	実践における介護福祉士の専門性の明確化に向けた 研究-介護教員と高齢者介護関連従事者及び利用者の意識調 査に基づいて- A Study for the Clarification of the Specialty of Care Workers in the Practice: Based on attitude surveys of care teachers, workers and users of the elderly care.	1 頁
甲第 53 号	博士 (社会福祉学)	上村 勇夫	知的障害者の就労継続に有効な支援モデルに関する 研究~特例子会社の一般従業員によるソーシャルサポートを中心に~ Study on support model valid to continue working for person with intellectual disabilities: Focusing on social support by co-workers in special subsidiary companies.	13 頁
甲第 54 号	博士 (社会福祉学)	田中 悠美子	若年性認知症者の総合支援システムの構築に向けた研究 -実態調査から見えてきた生活課題の解析を基に- A Study for the Building of Total Support System for People with Early-onset Dementia :Based on the analysis of the Daily Issues in lives that became clear from the survey.	27 頁
甲第 55 号	博士 (社会福祉学)	大島 隆代	被災地における地域生活支援のあり方に関する 研究-支援者による実践の視点と方法に着目して- Preferable Way of Community Care in Disaster-stricken Area: From the aspect of supporters' practice and their method.	39 頁

甲第 56 号	博士 (社会福祉学)	松岡 是伸	スティグマとソーシャルポリシー -福祉サービス供給及び受給レベルにおけるスティグマの 政策課題とスティグマの捉え方の再検討- Stigma and Social Policy: A Review of the Political Issues and Understanding of the Stigma in the view of the Welfare Service Supplying and Receivinglevel.	53 頁
甲第 57 号	博士 (社会福祉学)	齋藤 知子	裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討方法の 開発とその有用性の研究 Development of a method for case examination of the child abuse death using trial records and consideration of its availability.	65 頁

氏名	安 瓊伊
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	甲第 52 号
学位記授与の日付	平成 26 年 3 月 14 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	実践における介護福祉士の専門性の明確化に向けた研究 -介護教員と高齢者介護関連従事者及び利用者の意識調査に基づいて-
論文審査委員	審査委員長 植村 英晴 審査委員 中島 健一 審査委員 児玉 桂子 審査委員 手島 陸久 審査委員 後藤 隆

【論文内容の構成および要旨】

実践における介護福祉士の専門性の明確化に向けた研究 —介護教員と高齢者介護関連従事者及び利用者の意識調査に基づいて—

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程
安 瓊伊

序章 本研究の背景と目的

本章では、本研究の背景と目的および本研究の構成について示した。

要介護者の増加に伴い介護人材の需要の増加が見込まれているなか、介護職の入職率と離職率がともに高く流動性が高いと言われ続けている。介護職の待遇・地位・社会的評価と、介護人材の確保という課題は専門性と深く関連があることが示された。

介護サービスの質はスタッフの質の向上が重要な課題となって、介護職にはより高度な専門性が求められている今日である。介護職の人材確保、介護サービスの適正な提供のため、介護職の専門性と社会的評価を高めていくことが求められている。

本研究は、介護教員や施設や在宅の介護実践現場で働いている介護職、看護職、相談職等の多職種と、介護サービス利用者（要介護者と家族）を対象とした量的および質的意識調査を通して、実践における介護福祉士の専門性を検討して明確にすることを目的とし、介護職の専門性と能力向上をとらえて介護の質を向上するための提言を行う。

第1章 先行研究の検討と本研究の課題

本章では、介護の専門性と能力に関連する文献レビューを行い、本研究の課題と意義を明らかにした。

介護福祉士の「専門性」に関する現状は社会的に承認されるまでに至った共通の定義はなく、様々に定義づけられているが、いずれにしても生活の側面に主点が置かれ、身体的な生命維持のための援助を基本として、精神的・社会的・文化的な側面の自立した生活を営むように総体的に援助することを介護ととらえている。

介護福祉士の法的定義は、近年における介護の理念や概念の変化、介護対象者のニーズの多様化かつ高度化などに伴い、要介護者およびその家族の生活全体を見据えた定義へと見直されており、利用者のこころとからだの全体の状態像に基づく包括的な介護を考える視点が加わった。

専門性には「理論的専門性」と「実践的専門性」の二つの専門性があると言われるなか、これまで専門性に関する先行研究は属性モデルによる専門職性を構成する要素に関する理論的研究がおもに行われ、介護福祉士の専門性に関する実証研究はまだ活発に行われていないと言いが難い。介護福祉士は国家資格とされ、法的に介護の専門職として誕生した以降、介護福祉士の固有性および独自性について研究が行われ、介護福祉士の専門性は専門分化した専門性ではなく、実践過程の総合性・創造性としてとらえていることが示された。しかし、まだ抽象的でその具体性が欠けていて、より具体的に専門性を検討することが課題であると考えられる。

一方、介護や介護に従事している職員を対象とした研究で、介護職と看護職が共通に認識している介護職の専門性は日常生活の援助にあることが示され、介護過程のアセスメントに介護福祉士独自の専門性があるという知見も示された。しかし、介護福祉士の専門性は本質的に何であるのかあいまいであり、いまだに介護福祉士の専門性の認知は低いことが明らかになった。

これまでの研究は、理論的専門職性を問うものが主流で、専門性の具体的な内容自体に研究の焦点を当てた研究は少ない。また、介護教員や介護職、看護職を対象とした調査研究はあるものの、それらは専門職性の要素の一つと考えられる知識や技術に焦点を当てたものが主流である。2015年の高齢者介護—高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて—で、介護職の専門性や質の向上を課題としてあげているなど、様々な介護関連研究や文献で介護職の専門性について言及はしているものの、その専門性は何を指しているのかは具体的にされていないのが現状で、まだ介護福祉の専門性の中身についての議論や実証的研究は十分にされていないと言えよう。これから介護福祉の専門性の確立のために、実証的研究を行い、介護の専門職として介護福祉士の専門性と、専門性の具現化のための能力を明確化にすることが求められていると考える。

第2章 介護教員と介護従事者の質問紙調査

本章では、介護福祉士の専門性と能力の具体的な項目の抽出と検討を目的として、介護福祉士養成施設教員、介護実践現場の介護関連従事者を対象として同様の質問紙を用いて調査を行い、専門性と能力の構造、施設介護関連従事者と在宅介護関連従事者間の意識差、属性による意識の傾向と相関などを検証した。

質問紙調査は、2回にわたって行われた。調査1は、44都道府県の全ての介護福祉士養成施設の介護福祉士養成に携わっている介護教員と、都道府県に層化系統抽出した介護老人福祉施設797ヶ所と介護老人保健施設483ヶ所の介護職・看護職・相談職とした。調査2は、13都道府県の事業所別に層化系統抽出した在宅介護関連事業所3500ヶ所(居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、デイサービス、訪問看護ステーション)の介護支援専門員、介護職、看護職とした。調査は郵送法による自記式質問紙法によって行われ、配布した調査票15,361票のうち、3,285票が回収(回収率21.4%)され、分析対象としたのは3,120票(有効回収率20.3%)であった。分析にはSPSSとAMOSを用いて、因子分析、分散分析、重回帰分析を行った。

介護福祉士の専門性は【個別生活支援】、【家族支援と介護過程の展開】、【倫理及び知識と技術】の3因子で構成されていることが示された。【個別生活支援】、【家族支援と介護過程の展開】は実践応用的専門性、【倫理及び知識と技術】は基盤的専門性と考える。【個別生活支援】と【家族支援と介護過程の展開】は介護教員が介護関連従事者より有意に高く、【倫理及び知識と技術】はフィールドや職種による有意差はみられず、共通の意識が形成されていると考える。

介護福祉士の必要能力は、要介護者を援助する際利用者との関係形成や状態の変化の把握、連携などの実践能力【実践基礎能力】、関連分野の知識と技術などに関する【関連知識と技術・応用能力】、人権意識や職業倫理などに関する【対人援助専門職としての意識】、介護の知識と技術に関する【直接生活支援知識と技術】といった因子が抽出され、4因子

構造が示された。【直接生活支援知識と技術】は職種を問わず共通認識が形成されていて、【実践基礎能力】と【関連知識と技術・応用能力】はフィールド間に意識差があり、【対人援助専門職としての意識】は属性により、また職種間に意識のばらつきがあることが示唆された。

「介護福祉士の実力アップのために必要なこと」は、【職場内外での研修体制】、【自己努力】、【養成施設のバックアップ】、【資格制度確立及び関連整備】、【環境・評価・待遇の適正化及び業務標準化】、【研究】の6因子構造であることが示された。もっとも意識の差が少なかったのは【環境・評価・待遇の適正化及び業務標準化】であり、【職場内外での研修体制】と【自己努力】が介護の質の向上のために求められていることが示された。

本研究において、専門性の意識は介護教員か介護関連従事者かにより差があり、必要能力ごとに専門性の因子の影響は異なっていることが示された。本研究により、専門性の意識は職種により差があり、専門性に関する意識により介護の専門職として必要な能力に関する意識に違いが生じるという仮説は支持された。

第3章 利用者のインタビュー調査

本章では、介護サービスを利用している要介護者と家族が介護職に求めている支援をとおして介護職の専門性を検討するため行ったインタビュー調査の結果をまとめて述べた。

インタビュー調査は、介護老人福祉施設の入所者と家族、在宅介護サービスを利用している要介護者と家族を対象として、要介護者11人と家族9ケースの協力を得て行った。

分析にあたって、介護が必要になったときの最も困っていたこと、介護職の支援を受けて良かったことや解決出来た問題・困難、介護サービスの利用による生活の変化、サービスに対する満足感などの介護職の支援を受けて感じたことから利用者が介護職に求める援助や支援を検討し、介護職の専門性は何かに視点をおいてM-GTA技法を用いて分析を行った。

要介護者と家族の介護職に求める援助や支援についての語りを分析した結果、生成された概念数は要介護者が15概念、家族が22概念となり、家族側が要介護者側より語りの内容が豊富であった。支援の対象の視点からは要介護者に対する支援と家族介護者に対する支援に関するカテゴリーに分けられた。ここでは要介護者に対する支援に関するカテゴリーをコアカテゴリーとした。また、コアカテゴリーを支持するカテゴリーは介護の目的に関するものか手段に関するものかに分けられた。

コアカテゴリー要介護者に対する支援は、要介護者と家族ともに手段的カテゴリーと目的的カテゴリーで構成されていて、その構成概念には差があった。要介護者側の手段的カテゴリーは【コミュニケーションの支援】と【安心感をもたらす支援】、【気づきと迅速な対応】によって構成され、目的的カテゴリーは【個別支援】、【安全確保の支援】、【外出支援と余暇生活支援】によって構成された。一方、家族側の手段的カテゴリーは【コミュニケーションの支援】によって構成され、目的的カテゴリーは【要介護者への理解に基づく個別支援】、【生命の護りと残存能力の維持】、【要介護者の社会的な生活と精神的支援】によって構成された。

調査協力者である要介護者と家族の考えには共通点と違いが示された。要介護者と家族ともに要介護者に対する支援に関するコアカテゴリーと家族に対する支援に関するカテゴリー

リーが生成された。しかし、その支援の内容においては違いがみられた。支援の手段と考えられるカテゴリーにおいて、要介護者側と家族側ともに支援の基本的媒介と考えられるコミュニケーションに関するカテゴリーが生成されたが、要介護者側には他に【気づきと迅速な対応】と【安心感をもたらす支援】のような具体的カテゴリーが生成され、要介護者側は介護職の介護に対して基本的に安心感を求め、日ごろのなかで介護を受けてすぐ感じられる介護職の対応の態度などをより敏感に感じる傾向が推察された。目的のカテゴリーにおいては支持する概念数は違うが、内容的には類似性がみられた。

第4章 総合考察・結論

本章では、これまでの各章で検討した研究結果と考察を総合的に考察し、最終的に得られた知見と成果をまとめ、結論を述べた。

本論文は、介護福祉士資格ができて25年が経過した今も問われている専門性のあいまいさが介護の質や介護人材確保の問題の背景要因になっていると考え、良質の介護人材の確保につなげられる介護の専門性の明確化と介護の質の向上のために介護福祉士の専門性を検討することを目的として取り組まれたものであった。

量的調査をとおして検討した結果、介護福祉士の専門性は3因子構造であることが示され、基盤的専門性と実践応用的専門性の2層構造であり、実践応用的専門性は基盤的専門性によって支えられると考える。質的調査を行い、要介護者と家族が介護職に求める支援を通じて介護福祉士の専門性を検討した結果、手段的支援と目的的支援、要介護者支援と家族介護者支援が求められていた。具体的には「コミュニケーションの支援」、「気づきと迅速な対応」、「安心感をもたらす支援」といった手段的支援をとおしての要介護者への「個別支援」、「安全確保」、「外出支援と余暇生活の支援」、「社会的生活と精神的支援」の目的的支援が求められている結果が示された。また、在宅介護において重要な役割を担っていると思われる家族介護者への身体的精神的支援が求められていることも明らかになった。

ベース層になる基盤的専門性として倫理、知識と技術、連携、役割認識により構成されている【倫理及び知識と技術】因子が抽出された。また、利用者からの家族との連携が基盤的専門性の構成要素に加わり、専門性の構造の基底に位置づけられると考える。

実践応用的専門性は大きく【個別生活支援】と【家族支援と介護過程の展開】の2つの因子で構成され、「個別生活支援」と「家族支援」、「介護過程の展開」が実践応用的専門性の構成要素であると考えられる。「個別生活支援」には利用者から求められている支援が加わった。目的的支援と考えられる安全確保の支援、外出支援と余暇生活の支援、社会的生活と精神的支援が加わり、より豊かな生活を個別に支援することが介護福祉士に求められている専門性と考えられる。また、コミュニケーション支援、安心感をもたらす支援、気づきと迅速な対応といった手段的支援も加わり、精神的支援がより強化された構造となった。

そして、「家族支援」は、介護関連従事者より利用者とくに家族から多く語られた要素である。在宅で暮らしている要介護者の割合は顕著に高く、国の施策として地域包括ケアが推進されているなか、介護の担い手として家族の役割は大きい。その家族介護者を支援することも介護福祉士に求められ、介護保険制度の継続のためにも重要な専門性であると推察される。

介護福祉士の専門性を具現化するために必要な能力は【実践基礎能力】、【関連知識と技

術・応用能力】、【対人援助専門職としての意識】、【直接生活支援知識と技術】の4因子構造として示された。この4因子の能力を介護福祉士の養成課程の領域との関連を考慮してみると、【対人援助専門職としての意識】は領域「人間と社会」の中で培われると考えられる。しかし、職員間の有意差がもっとも示され、介護職・看護職・相談職の実践現場3職種の間で看護職がもっとも高く、介護職がもっとも低い値を示しており、これから【対人援助専門職としての意識】を高めるための教育や研修の必要があると考えられる。さらに、専門性因子が必要能力に与える影響は必要能力因子別に違いがあり、専門性の意識により必要能力の意識に違いがあるという仮説は支持された。

介護福祉士の専門性と必要能力に対する意識は介護福祉士養成者である介護教員と介護関連従事者間に有意差が示唆され、有意差のある因子すべてにおいて介護教員が介護関連従事者より高く示された。

また、実力アップは【職場内外での研修体制】、【自己努力】、【養成施設のバックアップ】、【資格制度確立及び関連整備】、【環境・評価・待遇の適正化及び業務標準化】、【研究】の6因子が抽出され、必要能力因子には【職場内外での研修体制】と【自己努力】がもっとも影響していることが示された。

これらの結果により、介護福祉士の専門性と能力の構造と、専門性に関する意識が介護福祉士の能力に影響を与えていることが明らかになった。そして、介護の質の向上のためのより効果的な取り組みや方策を具体的に検討していく上で、本研究で導き出された必要能力因子と実力アップ因子がそのヒントになると考える。また、介護関連従事者の考える専門性と要介護者や家族が求める専門性には大事な支援における意識の差が示され、また、家族介護者に対する支援そのなかでも精神的支援が求められていることが示された。これから介護の専門性を確立していく上で考慮すべきこととして、これまで介護福祉士の専門性としてはあまり認識されなかった家族支援が示唆されたことは意義深いものであった。

本論文は、介護教員と介護現場の多職種、介護サービス利用者の多様な介護関連者を対象に、介護福祉士の専門性に関する具体的構造を明確にして、介護の質の向上のための取り組みにおける着目点を提供し、今後介護の専門性の確立のための理論的・実践的知見が示されたものである。

本研究の限界としては、まず、調査対象者の選定による限界である。限られた介護現場に、介護職は介護福祉士資格を有している者の選定を依頼したため、介護福祉士以外のホームヘルパー有資格者と無資格者の介護職の意識は含まれておらず、本研究で示した結果が介護職全体の意識を反映しているとは言いにくい。また、利用者（要介護者と家族）を対象に行ったインタビュー調査はその標本数が十分ではないと考えられ、全体の利用者の意識を代弁するものではないと考える。先述した限界を踏まえ、介護福祉士有資格者以外の介護職の意識を検討することと、施設利用者と在宅利用者を分けてその意識を明確にすることは今後の課題である。また、本研究で示された結果は今の段階での介護福祉士の専門性であり、必要な能力として考えられ、現場での実践についてはまだ明らかになっていない。現場での実際の実践については今後の課題にしたい。

Abstract

A Study for the Clarification of the Specialty of Care Workers in the Practice

—Based on attitude surveys of care teachers, workers and users of the elderly care—

Kyungyee AHN

Objective

The aim of this study examines the practical specialty and their ability of care workers. I propose the internal structure of their specialty and ability through clarifying their determining factors in an attempt to enhance the quality of caregiving and care workers' competence.

Methods

This study was comprised of the first quantitative survey and the second qualitative survey. In the first survey, it was conducted with care teachers and residential staff in various types of professional occupation. Added to this, the survey was also conducted with day-care workers and home-care workers. The data was obtained through questionnaire distributed to 15,361 participants and Factor Analysis was applied to the data.

In the second qualitative survey, the data was obtained to elicit participants' image of an ideal care worker through twenty care-users. The data was analyzed using a Modified Grounded Theory Approach. The results of the first survey were compared with those of the second.

Results

1) The results of the questionnaire survey

The questionnaire survey yielded 3,120 valid responses (response rate : 20.3%). The survey found 3 factors as for the care worker's specialty; "individual life support", "family caregiver support and the development of care process" and "ethics and knowledges and techniques". "individual life support" and "family caregiver support and the development of care process" were significantly higher in care teachers than care workers and others. No significant difference was observed between the two in "ethics and knowledge and techniques" by occupation. This indicates that "ethics and knowledge and techniques" are reached a level of mutual understanding between the two.

As for the ability of care workers, the results identified 4 factors as for abilities of care workers; "the basic ability for practice", "related expert knowledge and techniques", "the expert knowledge and techniques for direct life support" and "strong sense of being human service professionals". The results identified "the expert knowledge and techniques for direct life support" were already formed as a common perception between

care teachers, care workers and others. There was a significant difference in “the basic ability for practice” and “related expert knowledge and techniques” between the two. The results also revealed statistically significant difference in “strong sense of being human service professionals” between an attribute of participants and the types of occupations.

2) The results of the interviews

The research interviewed 11 elderly people and 9 families to obtain the data about what care-users expecting as help and support of care workers.

Results were 15 concepts by the elderly and 22 concepts by the families. Categories were divided into the category of support for the elderly and support for the family caregiver. Moreover, the category of support for the elderly was classified into two categories; the means and the purpose. The category of the means was comprised of “helping by enriching communication”, “helping holding on to a sense of emotional security” and “the ability to respond promptly and sensitively to needs”. The category of the purpose was comprised of “ability of delivering individualized care based on detailed individual history”, “helping outings and boosting stimulating and meaningful activities”, “ensuring safety”, “enhancing the abilities of individuals” and “providing emotional support and supporting maintaining a social life”. Finally, the interview revealed that the elderly hope for the care which they can feel emotionally secure.

Discussion

It became clear that the structure of care worker’s specialty and their ability and the consciousness of their specialty awareness. The abilities of care workers were affected by the consciousness of care worker’s specialty.

When we consider a more effective action and a policy for the improvement of quality of care, “specialty” factors and “ability” factors shown in this study give suggestions from a comprehensive point of view.

Conclusion

This study revealed the theoretical and practical grounds for building up the specialty of care works in the future through making more clear the concrete structure of the specialty and abilities that care workers should seek to master.

【審査結果の要旨】

本論文の目次と要旨は前掲のとおりである。

安論文は、介護の専門性及び介護福祉学の確立が求められている中で、介護福祉士の専門性と必要な能力についての介護教員・介護職・関連他職種の量的な意識調査、介護上の課題や介護職に求めるものについての介護サービス利用者の質的な意識調査を行い、介護福祉士の専門性の構造を基盤的専門性と実践応用的専門性の二層構造モデルを提示しつつ論理的にまとめ、介護職の専門性と必要な能力に関して有意義な考察を行い、オリジナリティの高い論文である。

I 論文審査の手続き及び経過

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び同博士後期課程修了細則に基づき、第3次予備審査及び最終審査から成り立っている。審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて選任された大学院担当の専任教員5名が担当した。5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長	植村 英晴	障害者福祉、国際福祉
審査委員	中島 健一	高齢者福祉、心理学
審査委員	児玉 桂子	福祉環境論、高齢者環境行動学
審査委員	手島 陸久	医療福祉、地域ケア
審査委員	後藤 隆	社会調査法、社会調査史

2 審査の経過

2013年10月31日までに提出された第3次予備審査博士論文について5名の審査委員がそれぞれ精読し、11月30日の公開口述試験を受けて、各審査委員の指摘事項を審査委員長がとりまとめ、1月9日及び委員の再指摘がなされた場合には1月24日までの修正を認め、審査委員会は、修正された論文の提出を受けて審査を行い、5名の審査委員全員が第3次予備審査の評価を合格とし、審査委員会においての合格が了承された。

次いで、2月7日までに最終審査申請論文が提出され、審査委員会は、社会福祉学博士としての社会福祉に関する知識について、介護福祉士並びに社会福祉士の資格を有する他、学内の共同研究にも主体的に関わり、様々な成果をあげ、本論文の執筆及び調査研究に携わる中で社会福祉学に関する豊かな学識を有していることが示されており、最終審査での口述試験を行う必要はないと判定した。これらをふまえ、審査委員5名全員連名による「博士論文最終審査及び最終試験結果報告書」が

作成され、2014年2月19日の社会福祉学研究科委員会に審査結果を提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2014年3月14日に、安 瓊伊氏に対し、「博士(社会福祉学)」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

第3次予備審査では、①研究目的の明確さと重要性、②研究方法、分析方法、論述の適切さ、③研究結果のオリジナリティと社会的意義、④その他の4項目ごとに評価がなされた。博士論文最終審査及び最終試験では、社会福祉の基礎知識等を含めた社会福祉学としての総合評価がなされた。

【審査委員指摘事項の要旨】

第3次予備審査では、審査委員から次の点が指摘されたが、おおむね修正点はなく完成度の高い論文である。

- (1) 論文の表題および中に用いられている用語について、次の2つ指摘があった。
 - ①表題の「定義」という表現は、再検討したらどうか。
 - ②「理論的専門性(専門分化)」と「実践的専門性(総合化)」という表現は再検討したらどうか。
- (2) 介護福祉士、介護職、相談職を含む福祉職の関係をもう少し考察したらどうか。

(第3次予備審査)

【総合評価】

急速な高齢化の中、介護が必要な高齢者の生活の質を確保し、安心と安寧の下で生活するためには介護福祉士がその専門性を発揮し、質の高い介護サービスを提供することが不可欠である中で、介護福祉士制度発足25年の経過をふまえて、介護福祉士の専門性とその能力・役割等について量的調査(介護教員・介護職・関連他職種意識調査)と質的な調査(介護サービス利用者の意識調査)を総合的体系的に実施し、介護職の専門性とその専門性の明確化に向けて有意義な考察を行い、新しい知見を得ており、高齢者介護関連職の専門性を実証的に導き出し、明確化していることや介護の質の向上への社会的要請にこたえていることなど高く評価でき、第3次予備審査を合格とする。

① 研究目的の明確さと重要性

我が国を含む世界の高齢化と介護が必要な高齢者の急増に伴い、介護福祉士の専門性(知識・技能・倫理)の明確化、及び介護の質の確保と向上は、学問的にも実践的にも重要な課題である。このような状況の中で介護福祉士の専門性を明確化させるために介護福祉士養成機関や高齢者介護の施設・在宅現場にいるサービ

ス提供者側と同時に介護サービス利用者である高齢者と家族を対象に調査しており、両側面から明らかにする目的があり、社会的意義が大変高い。

② 研究方法、分析方法、論述の適切さ

本研究は、量的調査と質的調査の両面から組織的体系的に実施されており、特に調査が困難な利用者のインタビュー調査も実施しており、分析の方法・論述も適切である。また、倫理的にも十分配慮されており、全般的に適切である。

③ 研究結果のオリジナリティと社会的意義

介護福祉士の専門性について、介護教員と介護従事者の質問紙調査、利用者のインタビュー調査等に基づいて得られた結果を示し論述しており、オリジナリティは高く、その社会的意義も高い。

④ その他

留学生にもかかわらず、論述が適切であり論文を書くのに十分な日本語能力があり、敬意を表する。この研究結果が、同様に高齢化が進む母国においても活用されることを期待する。

(最終審査評価)

博士論文最終審査は上記の審査結果内容の通り、国際的視点かもの本研究の社会的意義があり、オリジナリティともに博士論文の水準に達しており、課程博士論文に値するとして合格とし、最終試験では①研究課題を科学的に追求する自立した研究能力、②社会福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究能力、③社会福祉学の豊かな学識について審査し、介護福祉士及び社会福祉士の国家資格を有し、実践経験を積みつつ、本研究において高齢者介護関連職の専門性について量的質的方法を組み合わせ実証的に導き出し、介護の質の向上への社会的要請に込えていることなど自立した研究者であると高く評価し、博士(社会福祉学)に値するものと審査委員全員が一致して評価した。

氏名	上村 勇夫
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	甲第 53 号
学位記授与の日付	平成 26 年 3 月 14 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	知的障害者の就労継続に有効な支援モデルに関する研究 ～特例子会社の一般従業員によるソーシャルサポートを中心に～
論文審査委員	審査委員長 藤岡 孝志 審査委員 植村 英晴 審査委員 大橋 謙策 審査委員 北島 英治 審査委員 佐藤 久夫

【論文内容の構成及び要旨】

知的障害者の就労継続に有効な支援モデルに関する研究 ～特例子会社の一般従業員によるソーシャルサポートを中心に～

日本社会事業大学大学院

博士後期課程

上村 勇夫

【序章 知的障害者の就労継続に有効な支援に関する課題－問題意識と研究の背景－】

本論文では冒頭に「労働力重視」「能力主義」「一般就労至上主義」「労働と生活の分離」といった「経済論的な狭い労働観」が障害者雇用施策に影響を与えている問題に触れた。具体的な弊害としては就職支援に偏った支援システムになっていること、そして就労を継続するために特に知的障害者は労働面の支援だけでなく生活面の支援も併せて必要であるにもかかわらず、その支援体制の整備が遅れている問題を提起した。

そしてまず本論文の思想の土台となる「目的・価値・哲学」に関連した「労働哲学」および「新しい社会哲学」について整理した。

まず労働に関する思想・哲学について。その際の視点は2点あり、一つ目は「経済概念としての労働」一辺倒からの脱却、および人間行動を視座の中心に据えた労働哲学の検討であった。大河内一男に見られる労働力再生産説は狭義の経済概念としての労働観と位置付けられるだろう。労働哲学を考える際のもう一つの視点は、人間行動の重要なポイントである「遊戯」に着目して、その本質である「自由性」、「自発性」、「自律性」を踏まえた労働観の検討である。大橋はレクリエーションを人間の存在に欠かせない自己表現の方法であり、生活を主体的に、快的なものにする活動と捉え、福祉サービスにおいてこの次になりやすい原因として、劣等処遇的な生活観、労働力再生産説的な考え方があると警鐘を鳴らしている。また在宅福祉サービスにおいては自己実現サービスを強調するとともに労働については経済的なサービスではなく、自己実現サービスに位置付けられている。現状の就労支援サービスは企業への就職をするための支援、さらに就職後は作業指導や職業生活面の問題への対処に追われて、自己実現サービスまでには至っていないのではないかと考えられる。

知的障害者が働いていくうえで、第一に「労働をとおした人間発達」、第二に発達だけでなく「労働生活の質」の視点、つまり労働における人との関係やコミュニケーション、労働の「やりがい」や「楽しさ」などを重視すべきという先行研究の指摘は、人間らしい労働を考える際の重要な視点であり本論文でもこの視点を重視する。

さて、「目的・価値・哲学」のもう一つのポイントとして、今後の社会システム構築の基盤となる新しい社会哲学に触れる必要がある。「第三の道」や「市民社会主義」「ソーシャルキャピタル」といった新しい社会哲学をレビューし、それぞれに共通して言えることとしては、「コミュニティにおける市民主体のきめ細やかなヒューマンサービス」の重要性

および「社会的なつながり」が求められている点にあるだろう。今後は住民の主体性を重視し、自らが自らの人生を切り開いていくエンパワーメントアプローチを重視したコミュニティソーシャルワークの展開が求められている。

本論文では“一般就労”している知的障害者の“就労継続支援”のあり方に焦点を絞り、企業におけるソーシャルサポート機能を核にしたソーシャルワーク協働システムが有効であるという理論仮説を設定し、さらには調査の際には“特例子会社”を調査フィールドとして設定した。知的障害のある人が就労を継続していくための必要な要素の中で、特に対人関係がポイントとなってくる。そういった意味でも普段ともに働いている一般従業員という身近な存在のあり方が重要であり、そのソーシャルサポートに着目することとした。

【第1章 知的障害者の一般就労の現状と生活機能】

第1章では知的障害者の一般就労の現状と生活機能について整理した。

まず知的障害者の一般企業への就職者数は年々伸び続けていることを確認した。

次に一般就労している知的障害者の労働と地域生活を把握する枠組みを構築するために、国際生活機能分類（the International Classification of Functioning, Disability and Health：以下「ICF」と記す.）により生活の機能的な側面を整理し、生活構造論の知見を参考にして生活の構造的な側面を整理した。この枠組を利用することによって調査や実践の際の効果的なアセスメントにつながることを期待できる。

【第2章 ソーシャルワーク機能とソーシャルサポート機能】

ソーシャルサポート機能とソーシャルワークの協働を視野に入れて、両概念の先行研究をレビューし、共通の機能とそれぞれ独自の機能を下図のように明確化した。そのうえで両者に共通した機能においてはともに機能をしあう形の協働の可能性があり、それぞれ独自の機能についてはお互いの穴を埋めあうような協働ができるといった仮説を作った。

ソーシャルサポート機能		ソーシャルワーク機能	
①自己評価サポート		①評価的機能	ケアマネジメント機能
②地位のサポート ④道具的サポート		②調整的機能	
①自己評価サポート ③情報のサポート ⑥モチベーションのサポート		③教育的機能	
		④代弁機能	
		⑤保護的機能	
		⑥組織・管理的機能	
		⑦開発的機能	
⑤社会的コンパニオン			

【第3章 特例子会社で働く知的障害者およびサポートに関する調査の設計】

(省略)

【第4章 知的障害者とともに働く特例子会社の一般従業員の支援実態と困難感】

知的障害者が雇用されている特例子会社の一般従業員の支援実態およびその困難感の構造を明らかにすることを目的として、首都圏にある特例子会社11社の一般従業員61名

を対象に質問紙調査を実施し、質的データ分析法を用いて構造を分析した。その結果、一般従業員が様々な困難感を抱えつつ、チームを組んで職場内でのサポートをメインに試行錯誤しながら取り組んでいることが明らかになった。また 26 項目の支援事項について支援経験および役割認識の有無の回答を多重コレスポネンズ分析にかけたところ、非管理職・女性は職場外支援や雇用管理的支援について支援経験も役割認識も多くは「なし」と回答していること、逆に管理職・男性については職場外支援や雇用管理的支援に役割認識・支援経験ともにありと答える傾向が見られた。困難感については①障害特性への対応の困難感、②生活問題への対応の困難感、③考えをそろえる困難感に分類され、さらに一般従業員の属性との関連を分析したことにより立場による困難感の違いや共通点を明らかにした。それを踏まえ困難感の軽減策として①信頼関係および個別性の重視、②支援機関との協働、③資格の取得など教育の推進、④チームワークの強化を提示した。

【第 5 章 知的障害者の継続的就労を実現する要因に関する探索的研究】

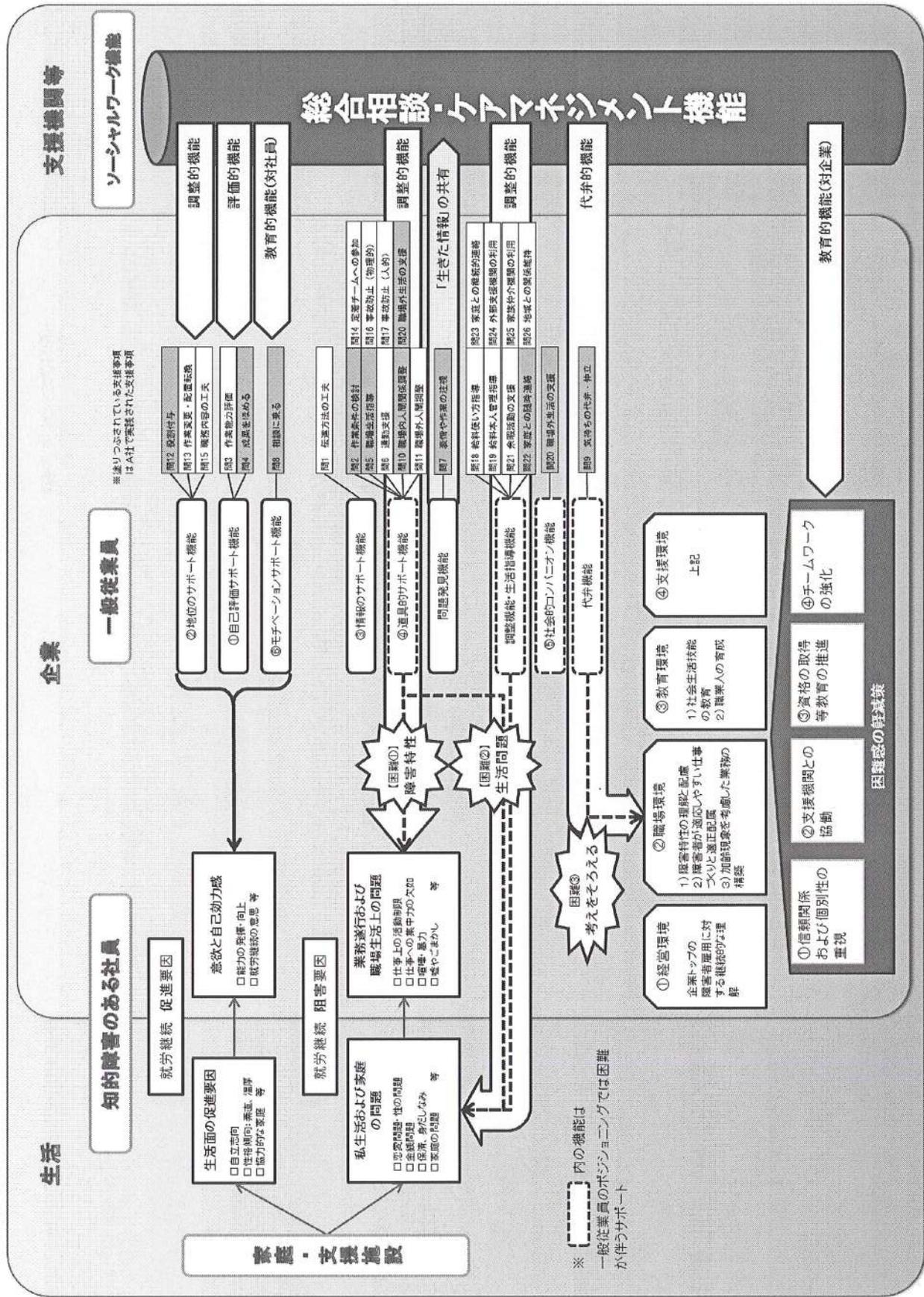
～グッドプラクティス企業にて長年継続就労した知的障害者及びその支援の実態～】

次に、知的障害者の就労継続に関する成功事例を対象として丹念に調査・分析することにより、新たな知見を構築していくことを目指しインタビュー調査を行った。調査対象はグッドプラクティスを展開している特例子会社 A 社において約 20 年間継続的に勤務している知的障害のある社員や、ほぼ同様の期間ともに働いてきた一般従業員であった。この調査では知的障害者が就労を継続するための要因を探索的に明らかにすることが目的であった。その結果、「就労継続促進要因」と「就労継続阻害要因」が明らかになり、特に生活に関わる問題を明らかにした。また企業内における①経営環境、②職場環境、③教育環境、④支援環境のあり方も整理した。特に支援環境については既存の 6 つのソーシャルサポート機能を援用したうえで、それには当てはまらない問題発見機能の重要性を提起した。さらに「企業の一般従業員のポジショニングでは困難が伴うサポート」にも着目した。これは先の調査で明らかになった支援の困難感とリンクしており、一般従業員によるソーシャルサポートの限界でもあり、また外部の支援機関との連携による協働が期待されるポイントでもある。

【第 6 章 知的障害者の就労継続に有効な支援モデルの提案】

これらの知見を踏まえ、次ページの図のように本論文の最大の目的である知的障害者の就労継続に有効な支援モデルを構築した。このモデルのポイントは以下の 4 つである。

- ①障害のある社員の意欲と自己効力感を高めるソーシャルサポート機能（地位のサポート機能、自己評価サポート機能、モチベーションサポート機能）とソーシャルワーク機能（調整機能、評価機能、教育機能）の協働
- ②一般従業員のポジショニングでは困難が伴うサポート（道具的サポートの一部、調整機能・生活指導機能・代弁機能）とソーシャルワーク機能（調整的機能・代弁機能、教育的機能）の協働
- ③ソーシャルサポートの問題発見機能と情報共有の重要性。
- ④ケアマネジメント機能による生活面も含めた総合的な就労継続支援



知的障害者の就業継続に有効な支援モデル

【第7章 地域における就労継続支援モデルを実現するために】

第7章では上記の支援モデルを地域においてどのように実現していくかについて考察した。ソーシャルサポート機能に関しては、4章の調査で明らかになった一般従業員の支援に関する意識構造（支援経験や役割認識の有無と属性との関連）をもとに役割分担を提示した。非管理職・女性については情報のサポート機能（伝達方法の工夫）、自己評価サポート機能の一部（成果をほめる）、道具的サポートの一部（職場生活指導）、問題発見機能（表情や作業の注視）をメインの役割として担うことが期待される。管理職・男性については職場外支援や雇用管理的支援を担うことが期待されるが、これらは企業の一般従業員のポジショニングでは困難が伴うサポートであるため、遂行可能な範囲を超えた場合には支援機関等と連携して解決していくことが望ましいと考えられる。

ソーシャルワーク機能の実現性のポイントは就労継続支援において労働面の支援だけでなく、生活面の支援も含めた総合的な支援でなければならない点である。その意味でケアマネジメントの作成が義務付けられており、全国的にも市町村レベルに存在する相談支援事業所の役割が今後ますます重要になってくると考えられる。その他、既存の制度においては労働行政領域の「障害者就業・生活支援センター」や自治体独自の「就労支援センター」が生活面も含めた就労支援をすることになっているが、設置数や人材の確保といった運営面での課題がある状況である。そのため多機関の連携による支援の提供が必要になってくる。知的障害者の就労継続支援におけるソーシャルワーク機能の重要なポイントとしては、就労支援と生活支援両方を視野に入れたケアマネジメントによる、総合的、包括的な支援が提供されることと考える。その際は第6章で示した支援モデル、すなわち「モチベーション支援機能」「作業支援・職場生活支援機能」「生活支援機能」「権利擁護・企業支援機能」を明確に位置づけていくことが重要であると考えられる。

【終章 ソーシャルサポート機能とソーシャルワークの協働】

これまでの概要を振り返ったうえで、本研究の意義と今後課題を明示した。

研究の意義としては2つの調査により実証的に知的障害者の就労継続に有効な支援モデルを構築することができたことである。さらにこれに伴い①労働面だけでなく生活面も含めた支援の必要性とその一般従業員のポジショニングゆえの難しさ、さらにソーシャルワークとの協働の必要性、②20年もの長期にわたり働き続けることができた要因、③そのために有効だった支援ノウハウおよび知的障害のある社員本人たちの力と可能性が確認できた。

今後の課題としては提示したモデルの信頼性、妥当性の強化及び検証が必要であり、その際にはソーシャルワーク機能、特にケアマネジメント機能のより効果的な展開に結びつくようなアセスメントやモニタリングのあり方についても考えていく必要がある。2章でも触れたように一般就労している知的障害者のケアマネジメントの際、予防的機能や継続的なモニタリングをいかに実現するかが重要になってくるので、今後さらに研究を進めたい。

以上

Study on support model valid to continue working for person with intellectual disabilities

Focusing on social support by co-workers in special subsidiary companies

Isao UEMURA

The number of employment to the general enterprise of intellectual disabilities continues to grow every year. I focused on the employment continued support of people with intellectual disabilities in this paper. I have set the theoretical hypothesis that social work collaboration system which centered on social support function in the workplace is to be valid.

First, I conducted a questionnaire survey of 61 co-workers from 11 special subsidiary companies located in the metropolitan area. The purpose of this study was to explore tendencies in the actual situation and the sense of difficulty in support provided by co-workers to employees with intellectual disabilities. As a result, it became clear about the actual situation of support that the co-workers mainly engage in support at the workplace through formation of teams and directors have the recognition to address the assistance related to employment management and support involved in the life. Sensed difficulties were categorized as: ①difficulty of responding to characteristics of disorders, ②difficulty of responding to life problems, ③difficulty to synchronize ways of thinking. Also, by analyzing the relation between the attributes of co-workers and the category of sense of difficulties the author revealed differences and similarities in sense of difficulties in their positions. Based on this, the following measures to lower the sense of difficulty were presented: ①emphasis on rapport and individuality, ②collaboration with support agencies, ③promotion of education such as acquisition of qualifications, ④strengthening teamwork.

Next, I interviewed 5 people with intellectual disabilities who could continue working for nearly 20 years in a special subsidiary company that has good practice and 3 co-workers who worked with them. The purpose of this study was to clarify exploratorily the factors for people with intellectual disabilities to continue working. As a result, the "working continuously driving factors" and "continue working impediments" was revealed. In terms of adopting the existing six social support functions, I revealed the importance of problem finding function that does not fit in them and the "difficult support for the co-workers".

Based on these findings, I have built an effective support model to continue working with intellectual disabilities. The point of this model is the following 4.

- ①In order to improve the self-efficacy and motivation of employees with disabilities, social work function and social support function will be able to cooperate.
- ②With regard to difficult support for co-workers, it is necessary to cooperate with the social work function.
- ③Among the social support function, problem finding function is important. And sharing information with social workers is important.

④Care management function, namely overall support to continue the work including life surface.

In the seventh chapter, I discussed how we can realize support model above in the community. With regard to social support function, the following roles are expected to non-management positions ; support function of the information, part of the self-assessment support functions, part of the instrumental support function, problem finding function. Support of employment management surface and life surface is expected to the managers and men. However, it is considered that these are difficult support for the co-workers, so it would be desirable to solve problems by working with support organizations.

In employment continued support, overall support including the support involved in the life is important. So I considered the role of consultation support agency has become important increasingly in the future, because creation of care management is obliged to this agency, and this agency is located at the municipal level in the country. Also, the provision of support by the cooperation of many organizations becomes necessary.

【審査結果の要旨】

本論文の目次と要旨は前掲のとおりである。

知的障害者の就労およびその継続的な就労支援は、すべての人が地域で共に暮らす共生社会実現に向けた我が国の施策においても、社会福祉の実践としても大変重要であり、上村論文は、多くの知的障害者が就労している特例子会社を取り上げ、知的障害者と共に働く特例子会社の一般従業員の支援実態や困惑感等について調査分析し、知的障害のある従業員の就労継続を実現する要因についてヒアリングを行い、一般従業員のソーシャルサポートの実態を明らかにした上で、知的障害者の就労継続に必要な要因を抽出して明確化するだけでなく、その支援モデルを提案し、地域においてこの就労継続支援モデルを実現する方策まで論じている。

I 論文審査の手続き及び経過

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び同博士後期課程修了細則に基づき、第3次予備審査及び最終審査から成り立っている。審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて選任された大学院担当の専任教員5名が担当した。

5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長	藤岡 孝志	児童福祉、心理学
審査委員	植村 英晴	障害福祉、アジア社会福祉
審査委員	大橋 謙策	地域福祉、ソーシャルワーク
審査委員	北島 英治	ソーシャルワーク論
審査委員	佐藤 久夫	障害福祉

2 審査の経過

2013年10月31日までに提出された第3次予備審査博士論文について5名の審査委員がそれぞれ精読し、11月30日の公開口述試験を受けて、各審査委員の指摘事項を審査委員長がとりまとめ、1月9日及び委員の再指摘がなされた場合には1月24日までの修正を認め、審査委員会は、修正された論文の提出を受けて審査を行い、5名の審査委員全員が第3次予備審査の評価を合格とし、審査委員会においての合格が了承された。

次いで、2月7日までに最終審査申請論文が提出され、審査委員会は、豊かな学識があり、社会福祉学徒の養成に尽力しつつ、論文から高度の実践的研究能力を有していることが示されており、最終審査での口述試験を行う必要はないと判定した。これらをふまえ、審査委員5名全員連名による「博士論文最終審査及び最終試験結

果報告書」が作成され、2014年2月19日の社会福祉学研究科委員会に審査結果を提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2014年3月14日に、上村 勇夫氏に対し、「博士(社会福祉学)」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

第3次予備審査では、①研究目的の明確さと重要性、②研究方法、分析方法、論述の適切さ、③研究結果のオリジナリティと社会的意義、④その他の4項目ごとに評価がなされた。博士論文最終審査及び最終試験では、社会福祉の知識等を含めた社会福祉学としての総合評価がなされた。

【審査委員指摘事項の要旨】

第3次予備審査では、一定の修正を加えることでより博士論文の完成度が高まると判断し、審査委員から次の点が指摘された。

(1) 研究目的について

研究目的は、「就労継続に有効な支援モデルの提示」ということで明確である。また、「いかに長く、充実した就労継続ができるか」を問う新たな視点からの研究であり、その意義は高いとの意見が複数あった。さらに、研究目的の一つである「支援モデルの提示」へと続く論述の過程において、研究結果とモデル提示の関連を明確にすべきであるとの指摘があった。

(2) データの解析

データの解析において、その実証性として十分でない点が見受けられ、さらに、数量化理論などを駆使し、細かく分析をし、仮説を生成するプロセスでの実証性を重視すべきであるとの指摘があった。

(3) 支援モデル図の精査

筆者提案の支援モデル図が、繰り返し登場するが、調査等のプロセスを経て、どう修正されていったのか、そのことの明記が必要であり、最終的なものは、最終案として、一部修正を明記して提示することもありうるとの意見があった。

(4) 地域相談支援センターのあり方についての詳述の必要性

地域自立生活支援をする上で、制度化された個別サービス利用計画との関係で、地域での支援を目的とする地域相談支援センターのあり方の論究がないのは問題であり、可能な限り、修正加筆すべきとの意見があった。

(第3次予備審査)

【総合評価】

研究目的の明確さ、研究方法等、博士論文として社会福祉学の構造を踏まえたオーソドックスな研究で高く評価できる。知的障害者の就労継続に有効な支援モデルに関する研究として、“就労継続に有効な支援モデルの提示”ということで明確である。また指摘されたデータの解析についても、修正の過程で適切に改善され、貴重なデータがより実証性の高い知見として提示され、本研究で提案されたモデル図への適切な検証となっている。このような修正に向けても柔軟性と対応力は研究者としての力量を示すものと評価できる。また、支援モデル図についても完成度を高め、就労継続に向けてどのような支援が必要かということを検証した研究として高く評価し、博士論文としてのレベルに十分に達していると判断し、第3次予備審査を合格とする。

① 研究目的の明確さと重要性

研究目的は「就労継続に有効な支援モデルの提示」ということで明確である。従来、障がい者を「どのような就労へと結びつけていくか」が問われており、本研究で「いかにながく、充実した就労継続ができるか」を問う新たな視点からの研究であり、社会的意義が高い。また、すべての人が共に暮らす共生社会実現に向けた我が国の施策においても、社会福祉実践としても重要性が高い研究である。

② 研究方法、分析方法、論述の適切さ

研究方法は、特例子会社、11社の一般従業員と本人を含む61名への質問紙調査研究法とグッドプラクティスの特例子会社への半構造化インタビューを行い、仮説生成型の研究手法である。論述の過程において、研究結果と、モデル提示の関連を、データ結果に基づいてデータ解析しており適切である。また、家族機能の脆弱化の中で、多様な生活のしづらさを抱えている知的障害者の支援を単なる就労支援でなく、多面的な生活支援の必要性を指摘しつつ、就労継続の在り方を研究したことを評価する。倫理的な配慮も個人情報への配慮がなされている。

③ 研究結果のオリジナリティと社会的意義

ソーシャルサポート機能とソーシャルワーク協働モデルシステムの明確化がなされ、論文の完成度が高い。また、支援には職場の同僚達による日常的なソーシャルサポートと専門職によるケアマネジメントを軸にしたソーシャルアプローチが必要であること、また特例子会社という限定的ではあるが、知的障害者がどのような支援があつてはじめて就労継続が可能なのかを実証的に明らかにした点はオリジナリティがあり高く評価できる。また、就労支援に向けての法的整備が整ってきている中で、本論文のソーシャルワーク実践協働モデルを提示していくことの社会的意義は大きい。

(最終審査評価)

博士論文最終審査は上記の審査結果内容の通り、研究のオリジナリティ、社会的意義共に、博士論文の水準に達しており、合格とする。

最終試験では、①研究課題を科学的に追求する自立した研究能力、②社会福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究能力、③社会福祉学の豊かな学識について審査した。就労継続の要因分析という難しい研究テーマであったが、データに基づく考察及び支援モデル構築を試みており、自立した研究能力と高度の実践的研究能力を十分に有している。自身の研究にとどまらず社会福祉学徒の養成にも尽力し、社会福祉に関する豊かな学識を有しており、博士（社会福祉学）に値するものと審査委員全員が一致して評価した。

氏名	田中 悠美子
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	甲第 54 号
学位記授与の日付	平成 26 年 3 月 14 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	若年性認知症者の総合支援システムの構築に向けた研究 -実態調査から見えてきた生活課題の解析を基に-
論文審査委員	審査委員長 中島 健一 審査委員 大橋 謙策 審査委員 後藤 隆 審査委員 児玉 桂子 審査委員 手島 陸久

【論文要旨】

若年性認知症者の総合支援システムの構築に向けた研究 —実態調査から見えてきた生活課題の解析を基に—

田中 悠美子

キーワード：若年性認知症、生活課題、ソーシャルサポートネットワーク、総合支援システム

問題の所在

65歳未満で発症した若年性認知症者は、全国に約4万人とされている。若年期に発症することで、認知症高齢者とは異なる生活課題があると言われているが、実際に若年性認知症者はどのような生活の困難さを抱えているのか構造的に明らかにされていない(朝田隆, 2009)。若年性認知症の課題は、認知症の国家的な課題として認識されているが、都道府県では支援の取組みにバラツキが見られている。さらに、現行の医療、介護保険、障害者サービスの縦割りの支援制度において、若年性認知症者のニーズは、制度の隙間からこぼれ落ち、支援につながらない、よって充足されていないことが指摘されている。

近年、「地域包括ケアシステム」が進められる中、市町村行政の役割が重要視されており、行政と住民の協働で創出される「新たな支え合い」の必要性が指摘され、いかに住民の福祉ニーズをキャッチし、ともに解決策を見出し、展開していくのかが問われている(大橋謙策, 2005)。そのためには、地域を基盤としたソーシャルワークのあり方、いかにソーシャルサポートネットワークを形成していくのかが重要となる。

筆者の問題意識は、若年性認知症者への支援には、家庭全体を包含した生活課題の構造を解明し、社会資源の把握と開発の必要性、そして、総合的な支援を果たすコーディネート機能とそのシステムの構築が求められていると考えている。

研究目的・意義

本研究の全体構想は、我が国における若年性認知症者の置かれている実態を明らかにし、患者本人のみならず家庭全体を包含した生活課題の構造を解明していくことが重要であるとし、若年性認知症者の家庭を支えるための社会資源の在り様、ソーシャルサポートネットワーク(社会的支援網)が構築されているのか実態を把握して、地域自立生活を支援する方法とその方法を展開する総合的な支援システムの構造と機能のあり方について考察を行う。

意義は、生活課題の構造から若年性認知症者と家庭全体のアセスメントの枠組みを生成することができる。そして、若年性認知症者及び家族に対し、必要性に即したソーシャルサポートの提供、開発、連結などを行う生活支援の方法に関する実践理論仮説が構築でき、地域包括ケアシステムの概念に実践的な示唆を提供することが可能となると考える。

研究方法

文献調査によって生活課題の構造の枠組みや、総合相談のあり方、支援者の役割や機能について考察し、さらに総合支援システムのあり方に関する理論の枠組みを検討する。

その上で、実態調査を行い、若年性認知症者の生活課題とソーシャルサポートの利用実態、支援の実態について明らかにし、若年性認知症者のソーシャルサポートネットワークの実践理論仮説の検討を行う。調査研究をするにあたっての倫理的配慮として、それぞれの調査に対して、日本社会事業大学の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

文献研究の結果及び考察

1 若年性認知症者の生活課題の構造と病気の変容過程

若年性認知症者の生活課題の構造と変容過程について論述するにあたり、具体的な若年性認知症者の原因疾患に応じたケアの考え方について提示した上で、若年認知症の症状と困難さの状況、本人と家族の抱える生活課題と社会生活の変容について分類し、アセスメントの枠組みの検討を行った。アセスメントの視点と枠組みとしては、認知症者の性別、発症年齢、原因疾患といった疾病や症状に関すること、そして、認知症者自身の生活課題として、仕事に関すること、生活費に関すること、家事に関すること、家族介護者の生活課題として、介護者自身の健康に関すること、認知症者以外の家族（子供・親）に関することが考えられる。

さらに、本人や家族がどのように病気と向き合うのか、告知の前後における病歴の覚知と変容における過程について整理し、若年性認知症特有の病気の受容に至るプロセスを明記した。告知前には、異変を感じて医療機関に受診するまでに、疑惑や困惑を抱き、それに対応しようと行動を取る。そして、告知後、否認、怒り、取引、抑うつ、受容（現状の受け入れ）、現状に適応というプロセスをたどる。しかし、認知症という病気は、進行性であるため、能力や機能を失うたびに、現状を受け入れ適応するという過程を繰り返していく。

2 若年性認知症者を支えるソーシャルサポートの現状と課題

次に、既存のソーシャルサポートの現状と課題について整理を行う。厚生労働省は、診断後の相談先が不明であること、そして、地域で交流できる居場所が不足していると指摘している。実際に、誰が相談相手になっているのか現状を明らかにする必要があると考える。また、沖田裕子（2009）は、診断から介護保険サービスの利用に至るまでの期間が長いことを指摘している。活動性の高い若年性認知症者にとって、就労支援や社会参加の場が求められていることが考えられる。

そして、若年性認知症者への支援には、社会資源をコーディネートする人材と手法について指摘されており（竹内さをり,2012）、筆者は先行研究を基に、どのようなコーディネーター機能が求められているのか整理を行った。特に、手段的、情動的、評価的、情緒的の4つのソーシャルサポートの機能の特徴を踏まえて、支援を行う必要があると主張した。さ

らに、若年性認知症者にとって利用可能なソーシャルサポートについて、フォーマルサポート、インフォーマルサポートを機関、人、具体的なサポートの内容について分類を行った。

また、インフォーマルサポートの果たす機能と開発を強化していく必要があると指摘されており、C.Froland et al (1981) のソーシャルサポートネットワーク介入方法を用いて、若年性認知症支援におけるソーシャルサポートネットワークづくりの検討を行った。

3 若年性認知症者への総合支援システムにおける課題

若年性認知症者の生活課題に即したサービスを提供するための総合支援システムについて現状と課題を整理する。国の施策の動向をまとめた結果、若年性認知症対策は発展途上にあり、具体的に事業を推進していくことが求められている。しかし、都道府県及び市町村自治体における支援システム構築が大きな課題となっていることがわかった。そして、若年性認知症者への相談体制の現状としては、医療機関や地域包括支援センターにおける支援体制が十分ではないということが指摘されており、総合的な支援ができる体制づくりが求められている。そこで、筆者は、ソーシャルサポートの必要性和アクセスの7つのステージに対する、若年性認知症者の生活課題とその支援におけるコーディネート機能の展開の内容についてマトリクス表を作成し、調査仮説として設定した。

調査研究の結果及び考察

これまでの文献調査を踏まえて、若年性認知症者の支援の実態について2つの調査研究を行った。各調査の結果と考察を以下に述べる。

1 若年性認知症者の家族へのアンケート調査

調査目的は、若年性認知症者を抱える家族の求めるソーシャルサポートの実態を明らかにすること。とりわけ、若年性認知症者の実態とニーズの分析を行い、必要とされるソーシャルサポートの構造を明らかにすることである。

調査方法は、質問紙郵送調査法を用いた。対象は、全国の認知症（若年認知症）家族会及び支援組織の代表者へ調査協力の依頼し、了解が得られた44団体327名の家族に質問紙を配布した。そして、197名（回収率52.15%）の回答から、欠損のある回答を除いた174名を有効回答とし分析の対象とした。分析方法は、SPSS Statistics19.0を使用した。回答者及び認知症者の基本属性は表1の通り。

ソーシャルサポートの利用実態と課題としては、医療機関において、約8割の人は告知と同時に社会制度の説明を受けていない状況。約6割の人は家族会について情報提供されていない。医療から次のソーシャルサポートにつなぐ、情報提供のあり方に関して大きな課題があると考えられる。

介護保険サービスの利用動機としては、多くは「状態が悪化し対応が困難になって利用する」という実態であった。そして、デイサービスが最も利用が多い。しかし、若年性認知症者への対応ができない等、受け入れ体制についての不満の記載が多くみられる。デイ

サービス利用におけるサービスの改善が求められる。

障害者サービスについて、精神障害者保健福祉手帳は 8 割の人が取得しているが、障害者サービスの利用状況は、たった 1 割と少なく、若年性認知症者の受け入れが少ない状況があった。就労支援、社会参加の場として活用できることも考慮し、本人家族・支援者への啓発も含めて、障害者サービスの改善が求められる。

家族会について、困難が生じた時に、悩みを相談した相手として、最も安心感を得られた。また、最も役立つ情報が得られたのは家族会であった。家族会の機能の重要性が再確認でき、今後、家族会の普及が求められる。さらに、若年性認知症の困難さを示す 4 つの特性について、【仕事と家計の困難性】【家族と家庭内の困難性】の 2 つの因子得点を利用して、クラスター分析を行い、4 つのグループに分類をした。そして、その 4 つのグループの特性とソーシャルサポートへの要望について分類を行った（表 2）。

表 1 回答者及び認知症者の基本属性

回答者（家族）の基本属性	
【性別】男性 44 名、女性 130 名	【平均年齢】61.4 歳
【認知症者との続柄】9 割が配偶者	
【介護状況】介護をしている 86%、複数人要介護者がいる 27%	
【就労状況】介護のために仕事を辞めた 36%	
本人の基本属性	
【性別】男性 125 名、女性 49 名	【平均年齢】63.3 歳
【診断を受けた平均年齢】57.0 歳	
【原因疾患】アルツハイマー型認知症 73%	【居住場所】自宅 70%
【重症度】「要介護 5」（35%）が最も多く、自宅で生活する半数以上の人が、中等度認知症以上	

表 2 若年性認知症者の困難さを示す 4 つの特性と求めるソーシャルサポートの内容

グループ	グループの特徴	ソーシャルサポートに対する要望
Aグループ 仕事・家計、 家族・家庭内 すべて困難	診断時期が早い（40 歳～54 歳）人が多い。 要介護度は高い（介護度 3～5）。 前頭側頭型認知症の人が多い。 介護者は若い人（50 代以下）が多い。	支援窓口と情報提供のあり方 経済的支援の必要性 専門職のスキルアップと連携の強化 医療機関に対する要望 就労支援・社会参加の機会の提供
Bグループ 仕事・家計安定 家族・家庭内は困難	診断時期が遅い（60 歳～64 歳）人が多い。 介護者は高齢者（65 歳以上）が多い。 男性介護者が多い。	支援窓口と情報提供のあり方 介護保険制度に対する要望 医療機関に対する要望
Cグループ 仕事・家計、 家族・家庭内 すべて安定	性別・年齢・要介護度による差はみられない。 障害手帳・障害年金を申請していない人が多い。	受け入れ施設の強化 家族会の普及に関しての期待
Dグループ 仕事・家計困難 家族・家庭内は安定	要介護度は低い（介護度 2 以下）傾向。 介護のために仕事を辞めた人が多い。 家族会の情報をよく活用している傾向がある。	社会保障施策に関する要望 家族会の普及に関しての期待 介護者支援の必要性 社会の理解及びケア環境に関する要望

2 専門職へのインタビュー調査

調査目的は、若年性認知症者を支援する医療・福祉に従事する専門職の支援の実態を明らかにすること。特に支援者のアセスメントの視点、社会資源の開発について、家族会に属していない家族の状況について明らかにする。方法は、半構造化面接を用いた。対象は、

全国若年認知症家族会・支援者連絡協議会に登録している団体へ協力の依頼をし、紹介いただいた支援者6名である。インタビュー協力者及び認知症者の基本属性は表3の通り。

専門職から見た若年性認知症者の困難さを抽出し、アンケート調査の結果を照らし合わせ、家族の捉える困難さとの共通点と相違点の検討を行った。共通点としては、「本人の病気の受容及び環境への適応の困難さ」「家族の感じる介護の難しさ」があり、また、相違点としては、専門職は本人に対しては「進行の速さ」「単身者への対応」、家族に対しては「子供（児童）への心理的負担」「家族の理解不足」、そして、他の専門職に対しては、「専門職間及び事業所間の連携の難しさ」が抽出された。

また、専門職によるソーシャルサポートネットワークの介入方法について、事例分析を行った。その中で、制度下のサービスでは対応できないニーズに対して、新たなサービスの開発、とりわけインフォーマルなサポートを見つけ、提供していく実践を確認することができた。

表3 基本属性

インタビュー協力者の基本属性
【性別】 男性1名、女性5名 【年齢】 30代が3名、50代が3名（最少30歳、最高59歳）
【勤務先】 デイサービス4名、グループホーム1名、居宅介護支援事業所1名。
【職種】 介護支援専門員3名、デイサービス管理者1名、介護職2名（1名は生活相談員兼任）
若年性認知症者の基本属性
【性別】 男性2名、女性4名
【調査時年齢】 平均59歳（最少45歳、最高65歳）
【発症年齢】 平均53.5歳（最少35歳、最高61歳）
【原因疾患】 アルツハイマー病5名、前頭側頭型認知症1名
【要介護度】 「要介護1」1名、「要介護2」2名、「要介護3」2名、「要介護5」1名

総合考察 地域を基盤とした若年性認知症者への支援システムの提言

これまでの結果を踏まえて、地域を基盤とした若年性認知症者への総合支援システムについて総合的に考察し、仮説の提言を行う。まず、本人や家族の置かれている状況を把握するために、家庭全体の生活課題の分析とソーシャルサポートネットワークの分析を重点に置いたアセスメントの視点と枠組みを生成した。

次に、若年性認知症者の生活課題の構造に応じて、以下の7つの支援領域に区分を行い、各領域におけるコーディネート機能について検討をした。「医療機関受診への支援」「就労支援」「家族支援」「家計維持への支援」「仲間との出会いと社会活動支援」「介護福祉サービスの提供」「重度・終末期の権利擁護支援」である。

さらに、アンケート調査で抽出した若年性認知症者の困難さを示す4つの特性と認知症の程度を組み合わせ、家計や家族の状況と認知症の進行状況の変化に即して支援計画を作成していくための支援モデル（実践仮説）の視点と枠組みを生成した。

上記に述べた「アセスメントの視点と枠組み」「支援領域とコーディネート機能」を実践仮説として位置づけ、若年性認知症に特化した「総合支援機能」として展開できるシステムに関する構想を述べる。総合支援機能の役割は、いろいろな不安や課題を抱えている若年性認知症者と家族の話を聴き、家庭全体のアセスメントを行う。そして、生活課題を整

理し、必要な支援機関と連絡調整し、本人や家族へ情報提供したり、必要に応じて代行したり、人とサポートをつなぐコーディネート機能を発揮すると考える。若年性認知症者の患者数は認知症高齢者と比較すると数は少ないが、抱える生活課題の深刻さ、複雑さ、家庭全体への支援の必要性を考慮すると、都市部など人口の多い地方自治体では最低1か所、総合支援機能を持つ拠点が必要であると考えられる。

本研究の限界と今後の課題

第1に、調査における代表性の課題である。アンケート調査では、ソーシャルサポートの利用実態を把握することを主眼に置き、家族会に参加している家族を対象に行った。そのため、家族会に参加していない家族の実態については十分に明らかにできなかった。

インタビュー調査において、家族会に参加していない家族への支援について情報を得ることは出来たが、対象者は少数であった。また、単身者の若年性認知症者への支援の実態についても十分なデータを得られなかった。若年性認知症者の全体の生活実態や課題に関して、今後も深めていく必要がある。

第2に、海外の若年性認知症支援に関する検討が不十分であった点である。諸外国における若年性認知症についての研究や実践が散見されるが、国内の研究および実践に焦点を当てて言及をしている。国際的な比較検討に関しては、今後も継続して研究を進めていきたいと考えている。

第3に、実践理論仮説の検証について課題である。本研究において、若年性認知症者の家庭全体をアセスメントする視点と枠組みに関する仮説、7つの支援領域に関する仮説、若年性認知症支援の総合支援機能に関する仮説を言及したが、各仮説について検証することができなかった。今後は、実践理論の仮説を検証する研究を重ねていき、若年性認知症者の生活課題に即した総合支援システムの構築に資することを目標に取り組んでいきたい。

文献

- 朝田隆（2009）「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」厚生労働省。
- C.Froland et al（1981）*Helping Network and Human Services*, Sage Library of Social Research.
- 大橋謙策（2005）「我が国におけるソーシャルワークの理論化を求めて」p4-19、『ソーシャルワーク研究』Vol.31,No.1,相川書房。
- 沖田裕子（2009）「若年認知症の人へのオーダーメイドの支援のために 社会資源の現状と課題」日本認知症ケア学会誌,8(1)34-39.
- 竹内さをり（2012）『若年認知症の社会参加を支援するアセスメント手法およびコーディネート手法の開発 平成22年度総括・分担研究報告書』厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業（H22 認知症・一般006）。

[Abstract]

A Study for the Building of Total Support System for People with Early-onset Dementia - Based on the analysis of the Daily Issues in lives that became clear from the survey -

Yumiko Tanaka

The people with Early-Onset Dementia (EOD) are those who were diagnosed under the age of sixty-five. Caring for people with EOD is more difficult than caring for the elderly with dementia. They have more violent behaviors as reactions to dementia, more serious financial problems due to the loss of jobs, and less social support available. Therefore, special support system is necessary for the people with EOD and their families.

This study aims to examine the methods to construct a community-based total support system adapted to the problems in the daily lives of people with EOD. The meaning of this study lies in its possibility to suggest the practicing of total support within a local government.

The method of research is to consider the earlier literature on the support for people with EOD, and the viewpoint and framework in which the community-based total support system is generated. Also, a survey was performed. The survey comprises the questionnaire for a family caregiver of EOD, and the interviews to professionals of medicine and social welfare. These should clarify the actual situation of social support for people with EOD, as well as the actual situation of support by professionals, which would help the examination of hypothesis concerning total support system.

Chapter 1 analyzes the situations of people with EOD and the various problems they face in their daily lives. The necessity for the care designed accordingly with each disease, and the difficulties surrounding people with EOD and their family, are discussed.

Chapter 2 describes the present situation and the problems of social support. Here, social support is classified into formal support and informal support. It is suggested in this chapter that the role of the professionals is to connect the social support with people who are in need.

Chapter 3 discusses the total support system that provides services for people with EOD and their family. The current situation of people with EOD, and the function of coordinated social support according to the current situation are considered with special care.

Chapter 4 produces the results of the survey described above. The survey clarifies both the situation of social support provided based on the family's recognition, and the actual condition of support that are practiced by the professionals. The data obtained is

of significant use, and could facilitate the basic ideas concerning the total support system.

Finally, in Chapter 5, a model of community-based total support system adapted for the problems in the daily lives of people with EOD is presented. The model consists of a 7-support fields, which could help support people with EOD and their family through "total support center". The 7 fields are "Support which leads to a medical institution", "Job assistance", "Family support", "Economical support", "Encounter with a friend, and Social participation support", "Offer of nursing care services", and finally, "Serious and end term care, and Protection of human rights". In connection to the "total support center", I have hypothetically defined the "core system" as the function to coordinate multilayered social support that integrates both formal and informal supports.

This study has its limitations due to the restricted number of sample subjects. Only those who have participated in the family group were covered in this study, hence the whole situation of the people with EOD is not reflected. Moreover, I was not able to verify the hypothesis, nor was I able to discern the issues that can be proposed as an alternative policy to a local government. As a future research task, I should strive to verify the hypothesis concerning the system, and to clarify whether this hypothetical practice may deemed effective.

【審査結果の要旨】

本論文の目次と要旨は前掲のとおりである。

田中論文は、数が多い認知症高齢者の陰になっている若年性認知症者の不明瞭な生活課題とニーズを明らかにし、必要な支援を検討・提言している論文であり、今日的課題を実証的に明らかにし考察した論文である。

論文の構成は、背景としての我が国の若年性認知症対策の現状と課題を整理し、特に公私に渡るソーシャルサポートと支援システムの視点で現状と課題を述べ、それらに関する国内外の先行研究を綿密にレビューしている。レビューのまとめとして、先行研究における残された課題を明確にするとともに、総合的支援システムの構築に向けて必要なデータと研究について考察し、本研究の目的と意義につなげている。先行研究レビューは考察を含めて質量共に十分なものであり、研究目的・研究の意義とのつながり・論理性も高く評価できる。調査は、当事者家族へのソーシャルサポート利用実態を中心とするアンケートによる量的調査と若年性認知症支援の医療・福祉専門職への支援困難さ等のインタビューによる質的調査を行っており、倫理性を含めた調査方法も適切であり、分析方法もクラスター分析等を適切に用いており科学的であると評価できる。結果においては、生活の困難さに基づく4類型と求めるサポートについて明らかにしており、若年性認知症者の地域自立生活支援過程（医療・就労・家族・家計・社会のつながり・介護・権利擁護）と4つの支援モデルの考察・提案は大変オリジナリティがある。

このように本論文は、我が国の若年性認知症者及びその家族への支援に向けた政策的・実践的な社会的意義が大きく、丁寧な実証研究で得たエビデンスに基づく考察は大変オリジナリティも高いと評価でき、博士論文として満たすべきレベルを超えた論文に仕上がっていると評価できる。

I 論文審査の手続き及び経過

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び同博士後期課程修了細則に基づき、第3次予備審査及び最終審査から成り立っている。審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて選任された大学院担当の専任教員5名が担当した。

5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長	中島 健一	高齢者福祉、心理学
審査委員	大橋 謙策	地域福祉、社会福祉学
審査委員	後藤 隆	社会福祉調査、社会学
審査委員	児玉 桂子	福祉環境論、生活環境学
審査委員	手島 陸久	医療ソーシャルワーク

2 審査の経過

2013年10月31日までに提出された第3次予備審査博士論文について5名の審査委員がそれぞれ精読し、11月30日の公開口述試験を受けて、各審査委員の指摘事項を審査委員長がとりまとめ、1月9日及び委員の再指摘がなされた場合には1月24日までの修正を認め、審査委員会は、修正された論文の提出を受けて審査を行い、5名の審査委員全員が第3次予備審査の評価を合格とし、審査委員会においての合格が了承された。次いで、2月7日までに最終審査申請論文が提出され、審査委員会は、提出論文において多数の海外文献の原著を読み込んで引用・参考にしていることから英語の試験も実施する必要はないと判断し、社会福祉学博士としての社会福祉に関する知識に関しては、社会福祉学部を卒業し社会福祉士・介護福祉士の国家資格及び高校福祉科教員の資格を有することから十分であると認め、試験を行う必要はないと判定した。これらをふまえ、審査委員5名全員連名による「博士論文最終審査及び最終試験結果報告書」が作成され、2014年2月19日の社会福祉学研究科委員会に審査結果を提案し、了承・議決を得た。日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2014年3月14日に、田中 悠美子氏に対し、「博士(社会福祉学)」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

第3次予備審査では、①研究目的の明確さと重要性、②研究方法、分析方法、論述の適切さ、③研究結果のオリジナリティと社会的意義、④その他の4項目ごとに評価がなされた。博士論文最終審査及び最終試験では、社会福祉の知識等を含めた社会福祉学としての総合評価がなされた。

【審査委員指摘事項の要旨】

第3次予備審査では、審査委員から次の点が指摘された。研究の意義や分析方法は博士論文としてのレベルにあると評価できるが、一定の修正を加えることでより博士論文の完成度が高まると判断し、審査委員から次の点が指摘された。

- (1) 論文題目や章タイトルを、内容を反映したもの又は副題をつける等工夫が必要。
- (2) 先行研究について、海外文献等から国内外の若年性の知見、高齢認知症などを充実させ、精査すること。
- (3) 総合考察の内容・構成を検討すること。
- (4) 総合支援システムについて、家族のいる若年性に加え、単身性にも言及し、根拠ある提言として明瞭な考察とすること。

(第3次予備審査)

【総合評価】

下記のとおり、博士論文としての基準に十分に達していると判断し、第3次予備審査を合格とする。

① 研究目的の明確さと重要性

高齢認知症者と比べて患者数は少ないが、若いがゆえに複雑な生活課題を有する若年性認知症者及びその家族に焦点づけて、実態が不透明である生活課題を明確にし、必要な支援を考察・提案することはきわめて明確かつ重要な研究目的といえる。

② 研究方法、分析方法、論述の適切さ

量的調査と質的調査を行っているが、調査方法・クラスター分析等の分析方法とも適切であり、結果の提示方法についても適切である。研究における倫理的配慮も問題ない。また、論文全体を通しての論述もきわめて論理的・科学的になされていると評価できる。

③ 研究結果のオリジナリティと社会的意義

結果として考察された若年性認知症者の生活課題の構造と支援モデルはオリジナリティが高く、社会的意義もきわめて高いと評価できる。

(最終審査評価)

博士論文最終審査は上記の審査結果内容の通り、研究のオリジナリティ、社会的意義共に、博士論文の水準に達しており、合格とする。

最終試験では、①研究課題を科学的に追求する自立した研究能力、②社会福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究能力、③社会福祉学の豊かな学識について審査した。①については、博士論文の内容からも十分な研究能力を有すると認められ、②については、5年間の若年性認知症者及び家族の会の支援実績があり、その実績を基に研究目的・調査内容等が設定された提出論文も社会福祉実践に資する考察・提言がなされおり、実践的研究能力はきわめて高いと評価でき、③については、社会福祉士、介護福祉士の国家資格を有し、高校福祉科教員の資格も有しており、十分な実力を有すると認められ、博士（社会福祉学）に値するものと審査委員全員が一致して評価した。

氏名	大島 隆代
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	甲第 55 号
学位記授与の日付	平成 26 年 3 月 14 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	被災地における地域生活支援のあり方に関する研究 -支援者による実践の視点と方法に着目して-
論文審査委員	審査委員長 北島 英治 審査委員 大橋 謙策 審査委員 藤岡 孝志 審査委員 辻 浩 審査委員 手島 陸久

【論文の構成および要旨】

被災地における地域生活支援のあり方に関する研究
－支援者による実践の視点と方法に着目して－

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程
大島隆代

【本論文の構成】

本論文は、序章を含め全7章で構成されたものであり、各章の要旨は以下に示した通りである。

【各章の要旨】

序章 研究の背景、目的、方法

近年多発している大規模自然災害は、物理的な被害に留まらず、人々の生活にも災害後の長期にわたり大きな影響を与えている。災害という現象は、自然発生的な誘引による被害といった物理的作用のみに終始するものではなく、素因である社会の脆弱性との交互作用によって引き起こされる社会現象である。未曾有の大災害であった2011年の東日本大震災のその後の被災者の生活をみても、被災地域における家屋や生業の喪失などによる生活再建の課題のみならず、遠隔地避難を強いられた人々が将来の生活設計が困難になるという状況も続いており、生活の困難さが社会的に構築されていくことが理解できる。

人が社会と関わるにあたって困難を持する、あるいは、生活のしづらさを感じるという状況に対して、社会福祉学および社会福祉実践は、課題の構造を探究し、また解決策を求めてきた。しかし、災害を誘引とした人々の生活課題への接近については、社会福祉学や社会福祉実践がアイデンティティを持って発信をし始めてからの歴史は未だ浅い。1995年の阪神・淡路大震災以降に、世論をも動かし後の特定非営利活動促進法の成立へと導く礎を造ったボランティアなどによる市民活動や、ボランティアをケア実践の場で活かすためのボランティアコーディネーションといったテーマの研究には着手されるようになった。

本研究は、災害後の被災地における被災者の地域生活支援の望ましいあり方を探ることを目指して、支援者の実践の視点と方法に着目しつつ、先行理論および先行調査・報告の解題作業、また、フィールドで実施した参与観察的な関わりおよびインタビューによる調査からの考察をもとに研究を進めた。

研究の目的としては、今までに示されてきた地域生活支援の視点と方法および実践のモデルとされてきた枠組みを、被災地における被災者への地域生活支援というフィルターを通して再構築することが可能かどうかを探ることと設定した。本研究は、被災地における地域生活支援に関わる支援者が、支援を展開していくにあたり困難を有する課題に対して、困難性を乗り越えるような実践の視点と方法を提示することを試みたものである。

第1章 社会福祉学研究および社会福祉実践における災害支援の位置

第1章では、社会福祉学および社会福祉実践に向けられた災害支援の課題を明らかにするために、まず、災害における諸課題と支援の関係を、他の学問領域からの考察を参考にしつつ議論した。合わせて、社会福祉実践から災害支援を考えるための要素となる、支援対象および目標として設定される復興・生活再建という概念を取り上げた。

社会福祉学における災害支援に関する研究の歴史は深くはないが、特に阪神・淡路大震災以降の市民活動論や災害時要援護者支援への実践に関する論考には厚みがあることが明らかになった。方法論でいえば、災害時ボランティアのコーディネーション機能の体系化が、主として地域福祉の推進機関である社会福祉協議会をもとに進められてきている。

被災者支援における目的概念でもある、復興や生活再建について先行研究から整理したところ、抽象的な理念のもとで検討するのではなく、被災者の生活変容のフェーズにより様々なニーズが生じ、支援困難やニーズの複層性につながっていくと捉えることの必要性が示唆された。被災以前から有していた社会構造や社会における個人の脆弱性といったものが、災害後の生活変容への影響要因としても大きく働いている。特に、災害による課題は社会的に構築されるという社会学領域からの考察は、災害支援における社会福祉学および社会福祉実践を考えるうえで参考にすべきものである。

第2章 災害支援における社会福祉実践の専門性

第2章では、災害支援における社会福祉実践の専門性・固有性を探るために、過去の調査研究および実践報告等を参考にしつつ、まず、第1節にて、様々な機関に属する支援者の実践の特徴と実践における課題を整理した。例えば、介護保険制度や地域包括支援センターの機能といったしくみにより、制度開始以前に発生した災害時の支援よりも円滑且つ体系的な支援が可能になったという側面もあれば、システムの硬直性により、支援の隙間や新たな支援課題が生じてくることも明らかになった。

次に、第2節にて、専門職が支援するということを非専門性から考察することを試みるために、災害ボランティアによる実践の意義を検討した。被災地にてボランティアとして活動した支援者が、ケアあるいは支援ということの意味を問いながら専門職に転換していった事例を通して、災害支援における社会福祉実践の固有性とは、被災者の生活課題を見つめつつ接近すべきであるということとは自明ではあるが、被災者を対象化するあまりの介入を強行することではないという示唆を得た。このことは、第3節にて取り上げた、災害という事象に近づき災害支援のあり方を探求する研究者にも当てはまるといえる。

第3章 被災地における支援者の実践

第3章では、まず、第1節にて、2004年の新潟県中越地震災害後の支援者の実践に関する先行研究をもとに、「支援者が直面した状況」「支援者の意識の動き」「支援者の実践機能の構造」を整理した。支援者は、災害発生後からの被災者の生活や地域の様態の変容に応じて、アウトリーチ、ニーズキャッチ、アドボケーションなどといった様々なソーシャルワーク機能ともいえるものを用いて支援を展開していた。加えて、被災者の長期化する生活再建過程に寄り添う中で、支援者自身の価値観が変容したり、支える・援助するというこの意味を問うような場面に出会うこともあるということが理解できた。

そこで、第2節では、被災者の地域生活支援のあり方を考えていくにあたり、仮設住宅における生活支援相談員の実践に焦点化して検討した。まず、仮設住宅における生活の実態を先行調査研究から解題し、生活支援相談員に求められる支援の内容を示した。生活支援相談員の配置が開始された中越地震災害以降の事例をもとに考察したところ、生活支援相談員には、仮設住宅および民間借り上げ住宅などでの仮住まい生活を送る被災者の生活変容による課題をアセスメントすることや、地元の福祉専門職とのチームアプローチによる実践などが求められていることが理解できた。しかし、地域を基盤とした被災者の生活を支援することに関して、具体的にどのような支援方法を用いるべきか、或いは、被災地における地域生活支援特有の課題などへどのように対応するかなど、生活支援相談員自身も模索しながら支援を展開していることも明らかになった。

ここまでの議論では、災害後長期化する支援構造のうち、地域を包括的に捉えたいうでの介入することや地域を基盤として個々人の生活を支えるということに照射する研究作業が弱かったと考えられた。また、被災地の地域生活支援の具体的な視点および方法が、従来より示されてきた地域生活支援の枠組みで説明できるのか、あるいは、被災地支援の難しさがあつたとして、それを既存の方法論でカバーできるのかという疑問も残った

第4章 地域生活支援の再見

第4章では、第1節にて、地域生活支援という概念の歴史的成立過程を追い、地域生活支援という考え方がなぜ必要になってきたのかを解題した。1970年代に隆盛した福祉施設解体論とコミュニケア志向により、個人が地域で生活し続けることを支えるという目的と、それが可能な地域を醸成していくという目的が有機的に結合され、支援者にとって、個人の自立生活支援と地域づくりの両方を展開することが求められるようになった経過が明らかになった。第2節で、ソーシャルワーク理論における「人」と「環境」の捉え方に引きつけて「個別支援」と「地域支援」の関係性を考察したところ、両方への接近にあたり、ソーシャルワーク理論が対峙したことと同じような困難さがあることも理解できた。

次に、第3節および第4節において、今までに示されてきた地域生活支援の具体的な視点と方法について、「地域を基盤とすること」「ジェネラリストとしての実践」「個別支援と地域支援の関係性の捉え方」「住民への支援（住民参加の促進・住民への働きかけ）」の四点から検討した。個別支援と地域支援の関係性を説明するモデルとして、個を支える地域システム構築モデルともいえる大橋（2000）のもの、統合モデルともいえる菱沼（2010）のもの、地域福祉援助モデルとして示された岩間・原田（2012）のものを取り上げ、それぞれのモデルにおける特徴と支援者の実践における困難性に結びつくと考えられる課題を抽出した。

第5章 被災地における地域生活支援の現状と課題

（石巻市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターへの調査）

第5章では、東日本大震災後の宮城県石巻市社会福祉協議会による地域生活支援の実践を取り上げた。社会福祉協議会に配置された、仮設住宅に住む被災者の生活支援に関わる専門職である地域福祉コーディネーター（Community Social Coordinator、以下CSC）の実践現場での参与観察的関わりとインタビュー調査をもとに、支援者の実態を多角的に

分析した。また、8名のCSCへのインタビューデータを質的に分析し、CSCによる被災地における地域生活支援の視点および方法の獲得までのモデルを可視化した。このモデルは、被災地における地域生活支援という課題において、被災者が避難所を出てからの日常生活を送ることになる時期、つまり、仮設住宅なり民間賃貸などのみなし仮設住宅での生活フェーズにおいて、支援者が個別的な生活課題と地域支援との関係性をどのような視点で理解し、また、どのような支援方法を開拓していくのかを示すものとして適用できると考えられる。

CSCによる被災地における地域生活支援の特徴は、その実践開始時期（配置時期）に大きく影響を受けており、CSCが実践を始める以前から関わっていた個別支援の専門職（支援員、保健師、介護支援専門員など）に比べると、CSCは地域支援から始める傾向があり、地域という総体を捉えたうえで個別課題をみていくようにしているという特徴があった。また、被災者が仮設住宅から退去した後の地域生活を視野に入れつつ、住民のリーダーとなるようなキーマンへの働きかけをし、また、他専門職に対しても、住民主体で地域づくりをしていくことを働きかける視点を持ってもらうよう投げかけや促しもしていた。

第4章にて提示した、既存の個別支援と地域支援の関係性を説明するモデルとCSCの実践を照らし合わせたところ、システムの運用（特に地域生活支援システムのアドミニストレーション機能を担う主体のあり方）や、支援方法の統合や支援方法の連続性をどう考えるかといった部分で、実践の課題や困難さも抱えていることが明らかになった。

また、被災地での地域生活支援に関わる専門職の業務ミッションおよび配置開始時期（或いは、配置期間）による支援困難性もあることが示唆された。中越における生活支援相談員は、その業務が被災者の見守り支援に傾いたことや仮設住宅解消と同時に任期が終了したことにより、地域への働きかけがあまり出来なかったという経緯があった。また、今般の石巻市でのCSCは、業務スタート時に既に支援を行っていた多様な専門職との協働にも苦労していた。

終章 総合考察（研究のまとめ、提言、研究の限界と今後の課題）

終章では、研究の総括をし、被災地における地域生活支援の望ましいあり方への提言を行った。また、本研究の限界と今後の課題について述べた。

まず、第5章の調査でも示されたように、CSCの介入に他専門職との時間的差があることによって有することになる支援の困難性を軽減するために、災害時ではない平常時から、CSCのような機能を有する専門職を配置するしくみを整えるということがあげられる。しかし、この機能を、地域生活支援の専門職種種の配置として実践すべきかどうかは、現段階では判断しかねる。本研究では、CSCによる実践には、方法の固有性というよりも視点の固有性のほうが大きいことが明らかになった。CSCによって語られていた「地域視点」あるいは「地域目線」といったものを、既存の専門職が身につけるとすることも有効であるといえる。

次に、地域特性に応じた支援方法の検討である。現在の東日本大震災による被災地においては、被災人口規模の大きい石巻市の他には、CSC機能に特化した役割の専門職を配置しているところはほとんど見受けられない。他地域に多い配置は、訪問による見守りを行う役割の支援員や生活支援相談員であり、しかし、彼らが個別課題を専門機関につなぐこ

とのみを実践しているのではなく、CSC 機能をもった地域支援をしている可能性もある。地域性に応じた支援方法を開発していくことが必要になってくると考えられる。

被災地における地域生活支援の専門職配置というシステムは、社会福祉協議会が主体となって進めることが多い。システムが円滑に運用されるために、社協によるアドミニストレーション機能の充実や、支援者への研修制度およびアドバイザー配置などの対応も期待される。今や、全国どの地域でも災害発生への対策が進められている。災害時の地域生活支援のあり方を事前の諸計画の中に盛り込むといった予備的対も必要である。

本研究に取り組むにあたっての問題意識として、被災地における地域生活支援を実践していく支援者が向き合う困難性が背景にあった。それは、個別支援と地域支援の関係性をどうみていくかというテーマや、住民への働きかけの始まりのところでどのような手法なり工夫があればいいのかという課題があったためである。しかし、地域支援と個別支援の関係性については、二項対立で捉えすぎることの弊害もあるかと思われる。現場での社会福祉実践を意識している支援者であればあるほど、例えば CSC の語りをみても、個別課題への関わりが例え直接的に必要でなくとも（或いは、できなくとも）、個別のことや個人を「さりげなく気にしている」「いつも見ているというオーラを支援者自身が出すようにしている」といった語りからも分かるように、個人への関わりの大切さを認識していた。また、「個人を地域で支えるというよりも、個人が地域に関わっていられるような工夫をする」といったような既存の方法論的構造からの脱構築的な視点も語られていた。

第5章で示したモデルは、CSC による被災地における地域生活支援の視点および方法の獲得までを説明できるものとなった。このような実践の視点および方法には、平常時あるいは既に示されてきた「被災地」と冠しない視点および方法と相違のある部分もあれば、基礎的共通であると考えられる部分があることが理解できた。

また、このモデルを説明するのは、従来のモデル図で構成要素となっていた、「個人の自立生活支援という目標」「地域の基盤整備」「実践機能」あるいは「個別支援」「地域支援」といった抽象的な概念ではなく、より具体的な視点および方法（例えば、「個を地域の中で見ていく視点」「住民との距離感」「既存の方法論（支援モデル）の部分的再構築」）を示す概念であった。被災地における地域生活支援のあり方を考えていくには、このように、フィールドの現象から帰納的な構造化を図ることが意味を持つ。この実践モデルは、理論探索型の研究の成果ではあっても、今後はその活用と検証も必要である。

本研究の限界および今後の研究課題であるが、特に調査研究に関しては、質的データの分析を通して、課題発見および現象の構造化のための探索的な研究となった。よって、被災地全般に汎用できる研究結果ではなく、あくまで、限定的な調査対象の構造が示されたといえる。今後は、可能であれば、他地域での支援の様子も確認して、本研究との比較検討を行いたい。また、支援者への参与観察的な関わりおよびインタビューによる調査研究は行うことができたが、支援の対象者（被災者）を理解するための接近は不可能であった。これに関しては、被災者を研究対象とするという行為自体がナーバスでもあるので、今後も、支援対象者への先行調査等あるいは現地の支援者への参与観察による接近などを通して、支援対象者を理解していくということが続けたい。

Abstract

Preferable Way of Community Care in Disaster-stricken Area
From the aspect of supporters' practice and their method

Takayo Oshima

The purpose of this study is to consider the support for the residents of disaster-stricken area, from the aspect of community-based social workers' practice and their methods. The model of preferable support is presented, while reviewing the previous studies concerning their practice, and conducting several surveys and fieldworks.

Chapter 1 and Chapter 2 look at the trend of the disaster recovery assistance in social welfare studies in Japan, and review the practice and survey reports. The studies of medical treatment and the health, where the practice methods have been systematized from a lot of disaster experiences, provide the suggestion to the social work. The importance of the effect of volunteer work and the volunteer coordination is also indicated.

Chapter 3 illustrates the process and the structure of the support from reporting the social workers who involved the work after Mid Niigata Prefecture Earthquake in 2004. In temporary housing, the social workers called Life Support Adviser grasped victims' needs. They also involved the care for the people who were moving to the new community as the temporary housing was closed.

Chapter 4 discusses models of the regional life support in normal condition that had previously been argued. It is demonstrated that the technique of systems theory, generalist social work, and community development had been adopted.

Some models of community care and community-based social work in Japan give suggestions for the support for the residents of disaster-stricken area.

Chapter 5 analyzes the survey result of participant observation about the practice of community social workers of Ishinomaki City social welfare council struck by Great East Japan Earthquake. Their practices have characteristics in disaster's supports, but the other way, they use methodology from another viewpoint of social work.

Compared it with the regional life support model described in Chapter 4, it is shown that they used existing technique, as well as developing distinctive aspect and methods for the stricken area.

In the final discussion of this report, the necessity of systematization of the practicing method of the regional life support in the stricken area, in preparation for disaster in the future, is argued.

The problem concerning administration of the organizations that arrange the coordinators is also presented.

Study subject from now is searching for issues of the residents of disaster-stricken.

And through this study, I appreciate the ethics and morals as a researcher who is relating to stricken people.

【審査結果の要旨】

本論文の目次と要旨は前掲のとおりである。

大島論文は、研究上の再現性が難しい、かつ流動的対応が日々迫られている災害問題をとり上げ、被災地の復興並びに被災者の生活再建にむけてソーシャルワークはどのようなアプローチが可能なのかを限られた条件の中で実証的に検証し、ソーシャルワークアプローチの仮説を確立するという、従来の社会福祉学研究にない問題をとり上げ、その課題を明らかにし、個人の支援に目が行きがちであるが、地域の再建と被災者個人との支援は無関係ではなく、その両者を統合的に捉えてアプローチするコミュニティソーシャルワーク機能の援用の可能性について、論究した論文である。

I 論文審査の手続き及び経過

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び同博士後期課程修了細則に基づき、第3次予備審査及び最終審査から成り立っている。審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて選任された大学院担当の専任教員5名が担当した。

5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長	北島 英治	ソーシャルワーク論
審査委員	大橋 謙策	地域福祉、社会福祉学
審査委員	藤岡 孝志	児童福祉、心理学
審査委員	辻 浩	社会教育論、生涯学習論
審査委員	手島 陸久	医療ソーシャルワーク

2 審査の経過

2013年10月31日までに提出された第3次予備審査博士論文について5名の審査委員がそれぞれ精読し、11月30日の公開口述試験を受けて、各審査委員の指摘事項を審査委員長がとりまとめ、1月9日及び委員の再指摘がなされた場合には1月24日までの修正を認め、審査委員会は、修正された論文の提出を受けて審査を行い、5名の審査委員全員が第3次予備審査の評価を合格とし、審査委員会においての合格が了承された。

次いで、2月7日までに最終審査申請論文が提出され、審査委員会は、社会福祉学徒の養成に尽力しつつ、論文においても豊かな学識と高度の実践的研究能力を有していることが示されており、最終審査での口述試験を行う必要はないと判定した。これらをふまえ、審査委員5名全員連名による「博士論文最終審査及び最終試験結果報告書」が作成され、2014年2月19日の社会福祉学研究科委員会に審査結果を

提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2014年3月14日に、大島 隆代氏に対し、「博士(社会福祉学)」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

第3次予備審査では、①研究目的の明確さと重要性、②研究方法、分析方法、論述の適切さ、③研究結果のオリジナリティと社会的意義、④その他の4項目ごとに評価がなされた。博士論文最終審査及び最終試験では、社会福祉の知識等を含めた社会福祉学としての総合評価がなされた。

【審査委員指摘事項の要旨】

社会福祉分野において、「災害とソーシャルワーク」に関する先行研究が十分な中で、新潟中越地震及び東日本大震災を中心に、実証的に研究した意義は高く評価し、一定の修正を加えることでより博士論文の完成度が高まると判断し、審査委員から次の点が指摘された。

- (1) 2つの研究目的が掲げられているが、第2の目的については再考が必要であり、従来の地域生活支援の視点・方法モデルを問い直し再構築することの重要性や新たに必要な視点を明確化すること
- (2) 研究の方法と本文の構成について、検討を要する箇所があり、この構成である意味をより詳しく説明するか、構成の変更を検討した方がより良い。
- (3) 被災者支援の課題と被災地支援の課題の各々を明らかにした上で、その両者の関係を統合的に踏まえて支援するコミュニティソーシャルワークのあり方、システムに関する事を、被災地の状況を踏まえつつもう少し論究した加筆が必要である。
- (4) 再現性の実施自体が大変困難な中で、いろいろと制約や限界はあっても、今回のような調査研究の貴重な機会を通じて初めて明らかにしえた事実・論点をより強調し明確化すべきである。

(第3次予備審査)

【総合評価】

被災地におけるソーシャルワークについて、先行研究を詳細に検討し、「被災地での地域生活支援におけるソーシャルワーク」という観点を前面に打ち出したオリジナリティに富んだ研究であり、長年の研究で、焦点が薄められてしまっている箇所もあるが、修正の過程を経て、論理的な一貫性と主張が明確に伝わってくる論文となっている。大規模災害被災地の被災者の地域生活支援における

実践の視点と方法を検討し、従来の地域生活支援のモデルの適用可能性を問い直すというパイオニア的研究である。被災地の厳しい現実に直面して悩みながら地域生活支援にあたっている支援者に密着しながら研究を進めるという、貴重だが難しい調査研究を成し遂げている。大規模災害の後、厳しい現実に直面して悩みながら苦闘している地域生活支援者の思いと声を記録として残し、そこから論点を整理・考察したことの社会的意義は大きい。結果の記述や分析では参与観察による知見・データにあまり触れられていないが、倫理的配慮等を考慮するとやむを得ないものと推測し、博士論文としてのレベルに達していると判断し、第3次予備審査を合格とする。

① 研究目的の明確さと重要性

被災地におけるソーシャルワークについて、地域福祉の観点から分析した研究として、先駆的であり、学術的価値の高い論文である。被災地における生活支援に社会福祉はどうかかわれるのかを、実際の社会福祉実践にかかわった支援者に注目して考察しようとするものであり、研究目的は明確である。被災地の人びとが元の暮らしを取り戻し、新しい暮らしにたどり着くには長期にわたる支援が必要であり、そのことを十分に意識して研究に取り組んでいる。

② 研究方法、分析方法、論述の適切さ

研究の方法や分析結果も整合性のある形になっている。大規模災害被災地の被災者の地域生活支援における実践の視点と方法を検討し、従来の地域生活支援のモデルの適用可能性を問い直すというパイオニア的研究である。先行研究も阪神淡路大震災をはじめ、この間の震災対応についてはレビューしており妥当である。今後、アメリカ等での災害時ソーシャルワーク研究の実証的文献をも参照し、その比較検討することを期待したい。震災で得られた知見に焦点化がなされ、新潟での震災における研究を先行研究として位置づけることで、総合的な考察が可能となっている。

再現性の難しい科学データであることから、1事例ごとに丁寧に解析していくことが必要であり、そのような側面から勘案しても、本研究は、事例の持つ意味を丁寧にとらえた研究である。被災地での地域生活支援に現にあたっている支援者に密着しながら研究を進める、ユニークで貴重な研究方法である。現実の中で悩み試行錯誤しながら地域生活支援に取り組んでいる支援員の思いを言語化し、そこに密着しながら分析・考察を進め、研究倫理を配慮しながら調査研究を進め記述している。

③ 研究結果のオリジナリティと社会的意義

従来の社会福祉学研究になかった問題を取り上げ、その課題を明らかにしたという点で、オリジナリティがある。被災者支援というと、被災された個人の支援に目が行きがちであるが、地域の再建と被災者個人との支援は無関係でなく、その両者を統合的に捉えてアプローチするコミュニティソーシャルワーク機能の援用の可能性について、コミュニティソーシャルワーク機能自体の理論、考え方の検討をも踏まえて論究した面もオリジナリティがある。面接調査を通して得られた知見から、著者自身のオリジナルな観点での仮説提案がなされている。最終的なモデル図や被災地での地域生活支援におけるソーシャルワークという観点における考えが打ち出されており、今後の災害ソーシャルワーク研究に一石を投じることになる。被災地の支援を長いスパンで行うための社会福祉に求められる視点をして、「地域生活支援」に注目し、そのことが東日本大震災でどのようなかたちで実践的に展開されたのかを実証したところに、研究結果のオリジナリティと社会的意義がある。

(最終審査評価)

博士論文最終審査は上記の審査結果内容の通り、研究のオリジナリティ、社会的意義共に、博士論文の水準に達しており、合格とする。

最終試験では、①研究課題を科学的に追求する自立した研究能力、②社会福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究能力、③社会福祉学の豊かな学識について審査した。被災地におけるソーシャルワークについて、先行研究を詳細に検討し、被災地での地域生活支援におけるソーシャルワークという観点を前面に打ち出したオリジナリティに富んだ研究であり、修正の過程を経て論理的な一貫性と主張が明確に伝わる論文であり、被災地の厳しい現実に向き合いながら地域生活支援にあたっている支援者に密着しながら研究を進めており、自立した研究能力、実践的研究能力、豊かな学識を示しており、博士（社会福祉学）に値するものと審査委員全員が一致して評価した。

氏名	松岡 是伸
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	甲第 56 号
学位記授与の日付	平成 26 年 3 月 14 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	スティグマとソーシャルポリシー -福祉サービス供給及び受給レベルにおけるスティグマの 政策課題とスティグマの捉え方の再検討-
論文審査委員	審査委員長 辻 浩 審査委員 大橋 謙策 審査委員 後藤 隆 審査委員 佐藤 久夫 審査委員 斉藤 くるみ

【論文の構成及び要旨】

スティグマとソーシャルポリシー

—福祉サービス供給及び受給レベルにおける

スティグマの政策課題とスティグマの捉え方の再検討—

Stigma and Social Policy

—A Review of the Political Issues and Understanding of the Stigma

in the view of the Welfare Service Supplying and Receiving level—

松岡 是伸

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程

本研究の構成

本研究は4部構成全12章で構成されている。序章は本研究の目的や意義、先行研究の整理と到達点、本研究の視点と方法などで構成されている。

第1部は5つの章で構成されている(第1章～第5章)。ここではソーシャルポリシーにおいてスティグマとその研究が、どのように捉えられてきたのかをティトマス(Titmuss, M.R.)やT.H.マーシャル(Marshall T.H.)、ピンカー(Pinker, R.)、スピッカー(Spicker, P.)から検討することで明らかにした。そのことによってゴッフマン(Goffman, E.)らに見られた従来のスティグマ論からソーシャルポリシーのスティグマ研究への発展を紐解き、スティグマの対面的相互作用論から社会関係・社会生活論への変遷を明確にした。そしてソーシャルポリシーのスティグマ研究の範囲と視点、重要な知見や役割を明確にした。

第2部は、2つ章で構成されている(第6章～第7章)。ここでは福祉サービス供給レベルのスティグマを検討することによって、ソーシャルポリシーにおけるスティグマ研究の地位(位置・役割)を明らかにし、どのようにスティグマが付与されているかを明確にした。第2部の特徴は、福祉サービス供給体制とその枠組みからスティグマを検討し整理した点である。これによって福祉サービス供給システムにおけるスティグマを明確にした。そして福祉サービス供給システムの取り組みでは、スティグマを払拭することができない限界を整理することができた。これらの福祉サービス供給レベルの検討を通じて、スティグマは福祉サービスを利用する人々に直接的に見られることを明確にした。

第3部は、4つの章で構成されている(第8章～第11章)。ここでは福祉サービス受給レベルの観点から検討することによって、福祉サービスを利用する人々がどのようなスティグマを抱えていたのかなどを明らかにした。第3部の特徴は概ね2つである。ひとつは、スティグマを負う人々の経験や声などを可能な限り汲み取って検討したことである。もうひとつは、スティグマを捉えるための枠組みとして「スティグマの類似的集合」を導入したことである。その枠組みに従って福祉サービスを利用者の経験的事象を整理していった。そのうえで福祉サービスを利用する人々の主体性を含めて検討をおこないスティグマを明確にした。これらを通じて福祉サービスを利用する人々は、その人々の個人的で主観的な側面にスティグマが見られることが明らかとなった。

第4部は、1つの章で構成されている(第12章)。ここでは福祉サービスの供給と受給レベルのスティグマを総合的に整理・検討した。そのうえでスティグマの政策課題を明確にした。本研究の結論として、ソーシャルポリシー研究におけるスティグマの位置とスティグマの付与自体を明確にすることができた。

以下では各部の要旨を示していくことにしよう。

序章 研究の目的・意義と4つの疑問

戦後から現在までにソーシャルポリシーはスティグマを払拭し、人々は権利として福祉サービスを利用できるはずであった。現在スティグマは、福祉サービス利用の手数料(負担、経費)と見做されたり、福祉サービス利用や財政を抑制になるという見解もある。さらには福祉サービス利用者に対して福祉依存者として社会的な非難や攻撃の対象とする場合すらあるのが現状である。このような現実問題からソーシャルポリシーは、福祉サービスの利用や財政を抑制することに対して暗黙的な理解を示す傾向にある。このとき、ソーシャルポリシーは、福祉サービス利用者に対してスティグマを課すことに対する理論的・科学的・規範的な根拠を引き出すことができるのであろうか。スティグマという経験的事実から理論的洞察や規範的検討はおこなわれているのであろうか。

そのため本研究の意図は、ソーシャルポリシーにおいてスティグマが、なぜ払拭されないのかを明らかにするための土壌を形成することである。それはスティグマという経験的事象を社会的な文脈や価値、規範を含めて結びつける作業をおこなうことである。そして「なぜ、ソーシャルポリシーはスティグマを払拭することができなかったのか」の一端を明確にしていくことである。

そこで本研究の目的は、先述した本研究の意図を踏まえ戦後から現在までのソーシャルポリシーにおけるスティグマとその研究の歴史の変遷を丹念に紐解き、スティグマの捉え方や位置づけ、スティグマの付与を明確にすることである。そこで具体的な目的は、第1に、ソーシャルポリシーがスティグマをどのように捉え位置づけてきたのかをソーシャルポリシー研究者のスティグマ研究から紐解き、整理し、ソーシャルポリシーにおけるスティグマの捉え方などを明確にすることである。第2に、戦後の福祉サービスの供給レベルをスティグマの観点から紐解くことにより、スティグマが福祉サービス供給においてどのように付与され、見られるのかを明らかにすることである。第3に、ソーシャルポリシーがややもすると見落としてきた福祉サービスの利用者(受給レベル)をスティグマの観点から紐解いていくことである。

研究の視点は、①対面的相互作用論と社会関係・社会生活論、②福祉サービスの供給と受給の区別と関係性、③利用(受給)者の視点(福祉サービスを与えられる人々への注目)である。本研究は、これら3つの視点から実施された。本研究の方法は、複雑に絡み合っているソーシャルポリシーの歴史の変遷のなかでスティグマに関する事象や事柄を紐解いていくことである。

これらのことからスティグマに関する先行研究の整理をおこなった。その結果、4つの疑問が浮上してきた。それは①なぜソーシャルポリシー研究は、従来のスティグマ論の「視野狭窄」に着目したのか(第1の疑問)。②ソーシャルポリシーにおけるスティグマ研究の地位(役割・位置)はどうであったか(第2の疑問)。③福祉サービスを利用する人々ほど

のようなスティグマを抱えているのか（第3の疑問）。④ソーシャルポリシー研究はスティグマを見る視野をどのように広げたのか（第4の疑問）である。この4つの疑問を明らかにすることによって、本研究の目的を達成していく。

本研究の意義は、権利性の確立や普遍主義化などによってスティグマを払拭できていたソーシャルポリシーがスティグマをなぜ払拭することができず、現在に至っているのかを検討するための土壌を形成することである。それは戦後半世紀以上が経ち、新たな福祉理念の登場や政策の対象認識の変化、相談援助関係の枠組みの変容が見られる。これらの変容を本研究ではスティグマの観点から問い直す土壌を形成し、今後の政策的課題として展望することである。またこれらの土壌が形成されていない弊害は、福祉サービス利用者にあらわれてくる。そのため本研究はできる限り福祉サービス利用者の声を汲み取ってスティグマの経験的事象から理論的洞察、検討を実施している点も本研究の意義である。

第1部 ソーシャルポリシーにおけるスティグマ研究の系譜

第1部では、ソーシャルポリシーのスティグマ研究の位置を明らかにするために、スティグマ研究で顕著な功績を残す研究者を取り上げ整理・検討した。第1部では、ソーシャルポリシーにおけるスティグマの捉え方や特質を明確にすることである。これらの作業を通じてソーシャルポリシーにおけるスティグマの問題を明確にする。

その結果として第1の疑問に対する応答である。ソーシャルポリシーのスティグマ研究は従来のスティグマ論を否定したわけではない。ソーシャルポリシーのスティグマ研究は、従来のスティグマ論よりも幅広い社会的文脈からスティグマを捉えたのである。要するにスティグマを対面的相互作用論で捉えるのではなく、社会関係・社会生活論で捉えたのである。そのためソーシャルポリシーのスティグマ研究は、従来のスティグマ論から袂を分かち独自の発展を遂げることとなった。その成果として次の2つの点が重要とされた。ひとつは、スティグマを捉える場合、利用者の立場から捉えていくことである。もうひとつは、スティグマを把握する場合、人々の幅広い社会的文脈（社会関係・社会生活論）を踏まえることであった。これらのことからソーシャルポリシーのスティグマ研究は、スティグマを捉える範囲を拡大させ、いくつかの研究的発見を遂げたのである。それを整理すると第1にスティグマと依存性、第2に家族と重要な他者の存在、第3は、反福祉的状况におけるスティグマの問題、第4に、構造的な社会関係様式に見られるスティグマを見出したのである。これらの発見はソーシャルポリシーのスティグマ研究の発展に貢献した。

第2部 スティグマと福祉サービスの供給

第2部では、福祉サービス供給レベルをスティグマの観点から検討することであった。これらの検討を通じて、福祉サービスを利用する人々のスティグマに言及し、ソーシャルポリシーのスティグマ研究の位置や役割（地位）を明らかにした。

これらの結果、福祉サービスを利用する人々のスティグマを主に2つの点を明らかにすることができた。第1に、福祉サービスを利用する人々の社会的ネットワークが乏しい場合、最も深刻なスティグマが付与される危険性が見られたことである。第2に、人々の生活を全面的に支える福祉サービスは、スティグマが生じやすいことや、福祉サービスの担い手と接触する機会が多いところに、スティグマが見られることなどが明らかにした。

そのうえで福祉サービスの供給システムだけでは、スティグマを払拭することができないことが明らかとなった。それは福祉サービスを利用する以前に人々が、既にスティグマを負っている場合である。この場合、福祉サービス自体がスティグマの影響を受けることもある。次に、スティグマを負う人々は、福祉サービス利用によってスティグマの感受性が高まりスティグマが強化される傾向が見られた。これらは福祉サービス自体で対応できる問題ではないことを明確にした。

これらのことから第 2 の疑問に対する応答である。福祉サービスの供給と利用を厳密に区分し、双方の関係性を分析したところ、福祉サービスの利用を着目した研究自体が少なく、スティグマ問題は断片的理解に留まっていた。そしてソーシャルポリシーのスティグマとその研究の地位（役割）は、スティグマが問題や課題として指摘されているほどの地位を与えられていない。

戦後ソーシャルポリシーの実施は、スティグマを増長するような供給体制や枠組みではなかった。むしろ劣等処遇の廃止や権利性の確立などによってスティグマを抑制するような供給体制や枠組みを形成していた。それにも関わらずスティグマが見られるのは、福祉サービス利用者の立場からのスティグマ研究が少なく、スティグマに対する理解が断片的なものに留まっていたためである。

このような結果の影響は、福祉サービス自体のスティグマ化にもつながるが、直接的な影響（被害）は、福祉サービスを利用する人々に見られるのである。

第 3 部 スティグマと福祉サービスの利用（受給）

第 3 部では、これまでのソーシャルポリシー研究では、見落とされがちであった福祉サービスを与えられる人々のスティグマを明らかにした。そして福祉サービスの利用（受給）レベルにおいてスティグマがどのように見られるのかを検討した。なお、そのためにスティグマを捉える枠組みとして「スティグマの類似的集合」を導入した。これによってスティグマの類似性と多様性を把握でき、スティグマを負う人々の語りや沈黙などを可能な限り汲み取っていくことができる。

これらの結果、スティグマを負う人々の経験を身体的境遇、経済的境遇、心理的境遇、社会的境遇として類似的に集合させることができた。これらの各境遇のスティグマを見ていくと、文化性や依存性の影響が見られた。文化性とスティグマを見れば、スティグマの制度的文化性の形成によって人々のスティグマに対する感受性は高められていた。依存性では人々が依存状態になることに対してスティグマを課す傾向があった。特に人々の生活を全面的に支える福祉サービスは、依存状態に対するバッシングを受けやすいのである。以上のようなことを踏まえ、スティグマを負う人々は、自らの社会的影響力の無さや無力感を感じ主体性の喪失していた。

そのうえで、第 3 の疑問に対する応答である。福祉サービスを利用する人々が抱えるスティグマは見過ごされることが多く、福祉サービス自体がすべてのニーズを汲み取っていくことに限界がある。特に個人的な事情が絡むニーズの場合は、汲み取ることが非常に困難となる。これらのことからスティグマは、人々の個人的主観的な側面に見られたのである。そこでは福祉サービスを利用する人々の主体性や選択する行為、意志などが制約・拘束されるようなスティグマが見られた。

第4部 スティグマの捉え方の再検討と福祉サービス供給及び利用（受給）におけるスティグマの政策課題

第4部では、第1部から第3部までの研究結果を受けて、これまでの福祉サービスの供給と利用（受給）レベルのスティグマを整理し、総合的に考察した。

では、最後の疑問（第4の疑問）に対する応答と結論を明確にしていきたい。

最後の疑問への応答として、ひとつは、ソーシャルポリシーのスティグマ研究は、スティグマの捉え方を従来の対面的相互作用論から社会関係・社会生活論へと変化させたことである。これによってスティグマの捉え方自体が変化した。この変化により幅広い社会関係や社会生活からスティグマを捉えていったのである。もうひとつは、ソーシャルポリシー研究は、スティグマを社会関係のなかで捉えた点である。対面的相互作用論は、スティグマを負う人々に対する他者や社会との相互作用のなかでスティグマを捉える。社会関係・社会生活は、スティグマを負う人々とその人々を取り巻く社会的文脈においてスティグマを捉えるのである。

では、本研究の結論である。ソーシャルポリシーのスティグマ研究は、スティグマ自体にあまり関心を向けておらず、スティグマとその研究の位置（地位・役割）はそれほど高いとは言えないことが明らかとなった。次に、スティグマの付与過程では、福祉サービスの供給と利用の感受性の高まりが幅広い社会的文脈においてスティグマを喚起していた。そのスティグマの喚起によって、利用者にスティグマが付与されていた。

これらのことから本研究の到達点は、主に3つである。第1に、従来のスティグマ論が用いていた対面的相互作用論からソーシャルポリシーのスティグマ研究が見出した社会関係・社会生活論へ捉え方の変遷を整理し、社会関係・社会生活論の重要性を明確にすることができた点である。第2に、福祉サービスにおけるスティグマの付与過程が整理されたことである。この点は、これまで断片的理解に留まっていた。よって本研究では、福祉サービスにおけるスティグマの付与過程を社会関係・社会生活論から明確にしたのである。第3に、福祉サービス利用者の観点を明確に取り上げたことである。これによって福祉サービス利用者の観点からそれ自体と福祉サービス供給との関係を見ることができ、その結果、スティグマの類似的集合を示すことができた。

このことから福祉サービスのスティグマの政策課題は、福祉ニーズや制度利用に対して利用する人々が気後れやためらい、恥辱、屈辱などが生じているということである。そして福祉サービスの利用によって、スティグマを課される人々は主体性を喪失し、乗り越えると思うことができないような苦境に追いやられる。さらにそれらは福祉サービス供給レベルのみの課題に留まらず、文化性や依存性の問題を含みながら構造化された社会関係の様式のなかで見られるのである。そのためスティグマの断片的な理解のもとでの改善策を講じることも自体が政策課題なのである。

以上のように本研究の結論や到達点を述べてきた。本研究を通じて最大の課題は今後、ソーシャルポリシーにおけるスティグマ研究をどのように発展させていくかである。その際、本研究で明確にした知見や検討課題などが重要な社会的・学問的な貢献を果たすことを考定している。

Stigma and Social Policy

—A Review of the Political Issues and Understanding of the Stigma
in the view of the Welfare Service Supplying and Receiving level—

Yoshinobu Matsuoka

Graduate School of Social Services, Japan College of Social Work

Introduction : The purpose and four questions of this study

Why the social policy could not eradicate the stigma? Despite the social policy should eradicate the stigma after post-war, it has not only still been swept away but also sometimes works to restrain using services and money. The purpose of this paper is to examine the limit of the labeling theory and the deviation theory which have contributed to the understanding of the stigma and the position of the stigma related studies after post-war. This study clarified the change from 'face to face theory' which is the way to grasp the stigma to the social relationship and social living theory and the fact that the stigma is being grasped as the view of social relationship and social living theory in the social policy field studies.

The problems examined in this paper are as below.

First, why does the social theory take the 'contraction of view' in the formal stigma theory?

Second, how is the position of the stigma studies in social policy?

Third, what kinds of the stigma do welfare service users have?

Fourth, how did the social policy studies develop the views of grasping the stigma?

Part 1 : Genealogy of stigma in social policy

In the first part, I defined the characteristics and structure of the stigma and the factors which made it. To make them clear introduced some views of the stigma by Titmuss, T.H.Marshall, Pinker, Spicker.

In the stigma studies of the social policies, the view has been extended from the face-to-face interaction theory to the social relationship and social life theory

Part 2: Stigma and supply of welfare service

I tried to examine the characteristics between the framework of the stigma and the supply system for the welfare services. Results show two points which one is the understanding of the service supplying side is suspended in the partial part and a limitation exists in the coping with the stigma on the welfare service supplying

Part 3 : Stigma and using the welfare service

In the third part, I examined to analyze the stigma from the two kinds of experiences, one is by the people who suffer from stigma, another is by people who receive the welfare services. And I tried to readjust the stigma as four types "physical circumstances", "economic circumstances", "psychological circumstances" and "social circumstances". Furthermore, I examined and "culture" and "dependence" from the point of view of stigma. In the end, I mentioned about the self-esteem of those suffering from stigma.

Result show that people who are suffering from the stigma lost their self-esteem as well feeling no the influence and the helplessness. Because of the reason, the stigma was maximized. Moreover, it is clear that there is a limit on the welfare services taking as personal and subjective problems for the people "to be given". Stigma is apt to be piled up as personal and subjective problems. In this reason, the stigma has not been wiped out but the self-esteem has lost ever. It has made people suffered from the stigma never come over the loss of the self-esteem.

Part 4 : Issues of stigma on the welfare service: supplying and receiving

I tried to clarify the accumulation of the stigma in supplying and receiving of the welfare service and show the policy issues regarding it. As the conclusion of this study, the stigma itself has not been attracted in the field of the social policy and the position was not high as well as the position of the studies. And the process of which the stigma is given awakes a sensitivity of the supplying and receiving of the welfare service of the stigma in the comprehensive context. The sensitivity gives the stigma to service users. The result of this study is the arrangement of the transition from previous face-to-face interaction theory into the social relationship and social living theory which social policy studies have found and the stress of the importance on the social relationship and social life theory. Based on the results, this study shows the direction of which the social policy should take to the stigma.

【審査結果の要旨】

本論文の目次と要旨は前掲のとおりである。

松岡論文は、社会福祉学において歴史的に大きな課題であったスティグマについて、多くの社会政策研究者ならびに社会学研究者の主張を概括し、総合的にその位置づけ、考え方を再検討し、ソーシャルポリシーに反映させるための理論的な課題を明らかにしようとするものである。スティグマに関わる政策課題を考えるための基礎的な理論の整理がされた文献研究である。

I 論文審査の手続き及び経過

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び同博士後期課程修了細則に基づき、第3次予備審査及び最終審査から成り立っている。審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて選任された大学院担当の専任教員5名が担当した。

5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長	辻 浩	社会教育論、生涯学習論
審査委員	大橋 謙策	地域福祉、社会福祉学
審査委員	後藤 隆	社会調査法、社会調査史
審査委員	佐藤 久夫	障害福祉
審査委員	斉藤 くるみ	言語学

2 審査の経過

2013年10月31日までに提出された第3次予備審査博士論文について5名の審査委員がそれぞれ精読し、11月30日の公開口述試験を受けて、各審査委員の指摘事項を審査委員長がとりまとめ、1月9日及び委員の再指摘がなされた場合には2月7日までの修正を認め、審査委員会は修正された論文の提出を受けて審査を行った結果、審査継続とした。その後、審査委員会は、3月3日までの再修正を認め、修正された論文の提出を受けて継続審査を行い、5名の審査委員全員が第3次予備審査の評価を合格とし、審査委員会においての合格が了承された。

次いで、3月6日までに最終審査申請論文が提出され、審査委員会は、社会福祉学徒の養成に尽力しつつ、論文執筆の過程で、スティグマとソーシャルポリシーに関わる文献をよく学んで豊かな学識があり、最終審査での口述試験を行う必要はないと判定した。これらをふまえ、審査委員5名全員連名による「博士論文最終審査及び最終試験結果報告書」が作成され、2014年3月6日の社会福祉学研究科委員会に審査結果を提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2014年3月14日に、松岡 是伸 氏に対し、「博士(社会福祉学)」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

第3次予備審査では、①研究目的の明確さと重要性、②研究方法、分析方法、論述の適切さ、③研究結果のオリジナリティと社会的意義、④その他の4項目ごとに評価がなされた。博士論文最終審査及び最終試験では、社会福祉の知識等を含めた社会福祉学としての総合評価がなされた。

【審査委員指摘事項の要旨】

文献をよく渉猟しスティグマをソーシャルポリシーの観点から整理した価値ある研究であるとの評価がある一方で、論文の本質にかかわる重要な指摘がなされ、一定の修正を加えることでより博士論文の完成度が高まると判断した。

- (1) 口述試験のプレゼンテーションのように、先行研究内容を消化する等、推敲して社会福祉学論文として明確化するとともに、全体を整理すること。
- (2) 日本のこれまでの社会福祉、社会保障の政策・法・制度には、スティグマ増長タイプとスティグマ抑制タイプのものがあったのかどうか、実例をあげること。
- (3) 「再定式化」の内容について明確化すること。
- (4) スティグマと文化との関わりについて、生活者の主体性、文化、行動様式、生活観との関係は十分深められていない。その点を出来る限り加筆し、出来なければ残された課題として箇条書きにでも整理しておくこと。
- (5) 参考文献や資料の扱い、再録の記載について、再整理すること。

(第3次予備審査)

【総合評価】

これまで、スティグマは、福祉サービス供給側の論理から論究されてきたが、サービス利用者側から考察し、それが社会の文化とも関わりがあることを明らかにしたことが注目され、また対面状況的な社会空間秩序構成の際のスティグマに注目したゴグマンのスティグマ論（ミクロ）から生活文化状況をも視野に入れたスピッカーのスティグマ論（マクロ）への展開をいくつかの学説を通して探求したことを評価し、政策立案の基本課題への切り込みが少なく、今日的な意義が見えにくいという意見もあるが、現代的課題への基礎的な整理を行った研究として、博士論文としてのレベルに達していると判断し、第3次予備審査を合格とする。

① 研究目的の明確さと重要性

スティグマとソーシャルポリシーを関連付けしようとした重要な研究である。現代的な意義がわかりづらいという意見もあるが、現代的な課題に対する基礎研究として位置づけられる。

② 研究方法、分析方法、論述の適切さ、倫理的配慮

スティグマに関して社会政策研究者や社会学研究者の主張をレビューし、ミクロ・スティグマからマクロ・スティグマに展開させることに成功している。

それぞれの研究の背景への言及なしに文献による理論研究が成立するかとの指摘もあるが、幅広い理論の整理に挑戦しており博士の水準に達している。倫理的な問題はない。

③ 研究結果のオリジナリティと社会的意義

スティグマをマクロの視点でとらえるのに必要な論理を極めて広い視点から研究者をとりあげその主張を通して明らかにしている点でオリジナリティがある。スティグマをマクロの視点でとらえると社会保障の抑制効果をもたらしかねないことも念頭においてどういう社会的意義があるのかを明確にする必要があるとの意見もあるが、現代的課題への基礎研究の位置づけとして意義のある研究である。

(最終審査評価)

博士論文最終審査は、歴史的に大きな課題であったスティグマについて多くの社会政策研究者ならびに社会学研究者の主張を概括し、ソーシャルポリシーに反映させるための理論的課題を考える基礎研究であり、研究のオリジナリティ、社会的意義共に、博士論文の水準に達しており、合格とする。

最終試験では、スティグマとソーシャルポリシーにかかわる文献をよく学び、社会福祉に関する豊かな学識を有しており、博士（社会福祉学）に値するものと審査委員全員が一致して評価した。

氏名	齋藤 知子
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	甲第 57 号
学位記授与の日付	平成 26 年 3 月 14 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討方法の開発とその有用性の研究
論文審査委員	審査委員長 大島 巖 審査委員 藤岡 孝志 審査委員 中島 健一 審査委員 北島 英治 審査委員 児玉 桂子

論文要旨

裁判記録等を用いた児童虐待死の 事例検討方法の開発とその有用性の研究

Development of a method for case examination of the child abuse death using trial records and consideration of its availability

日本社会事業大学 博士後期課程
学籍番号 22080002 齋藤 知子
TOMOKO SAITO

1. 研究の背景

今日、親からの虐待によって、子どもが死亡するという事件が、連日のようにマスメディアで報道されている痛ましい現状がある。その内容は、子どもの状況や家族などの詳細な点についての違いこそあれ、似たような事件が場所をかえ、時をかえ、くり返されており、児童相談所などの関係機関が関わっていた場合には、「なぜ、虐待死を防ぐことは出来なかったのか」と問われている。そのような状況の中で、児童虐待は深刻な社会問題となっており、児童福祉はもちろんのこと、心理、医療、教育、司法など様々な分野で取り上げられ、防止に向けた取り組みが進んでいる。

そのような児童虐待の現況は、児童福祉法の改正や「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という）の整備などが進められ、さらに死亡事例の検証報告も行われるようになってすでに9年目となっているが、児童相談所への通報や相談件数は年々増加し、虐待による保護や死亡事例も減少しない状況である。

2. 本研究の目的

本研究の目的は、児童虐待死について、詳細に記されている裁判記録等を用いた事例検討の方法論・アプローチ法を開発し、その有用性を明らかにすることである。

従来の児童虐待死亡事例に関する厚生労働省や地方公共団体による検証報告の方法では、介入した行政などの関係機関側からの一方向な調査やインタビュー対象であるという限界を乗り越えるため、児童虐待死について、より詳細に記されている裁判記録等を用いることで、加害親や被害児の状況に近づくことを可能とした検証、分析の方法論を提案し、さらにその方法を用いて事例検討会を実施し、児童虐待死に関わる専門職員研修に活用することを提案し、その有用性について明らかにする。

裁判記録等を用いた分析方法の開発と、さらに事例検討会を実施し有用性を明らかにすることは、従来の検証では見えてこなかった加害者（親など）と被害者（子ども）の状況をとらえることができ、これまでにない当事者性を踏まえた児童虐待死の研究である。

また、インシデント・プロセス方式を応用した事例検討会を実施する方法は、児童虐待死に関わる専門職の研修に活かすことができるという本研究の独創性と意義を確認する。

3. 本研究の章構成

序章では、研究背景と論文の構成を示した。本研究の背景にあるわが国の児童虐待死の問題について、概観し、行政による検証が毎年報告され、法整備も進む中で、児童虐待死が一向に減少しない現状を鑑み、実施されている検証方法に着目した。

本研究の目的は、児童虐待死について、裁判記録等を用いた検証、分析の方法・アプローチ方法の開発を行うものである。さらに、その方法を用いて事例検討会を実施し、児童虐待死に関わる専門職員研修に活用するなど、その有用性について明らかにすることである。

本章ではさらに、本研究全体の研究方法および計画、構成を示し、本論文における一貫した倫理的配慮、主な用語についても確認した。

第1章では、児童虐待死をめぐる全体の状況を理解するため、児童虐待死に関する既存の統計資料や先行研究について資料を整理、分析し、児童虐待死について全体的かつ客観的な実情を把握する。児童虐待死についての現状を知るために、警察庁の犯罪統計や厚生労働省から報告されている児童虐待死亡事例検証など、既存の統計資料を用いて、全体像の把握を行う。

つぎに、児童虐待死に関する先行研究について確認した。児童虐待死を考える上で関わりのある社会学、精神医学・臨床心理学、法学・犯罪社会学、社会福祉学などの各領域が児童虐待死に対してどのようにアプローチしてきたかを要覧した。また、本研究の基盤研究となっている研究を取り上げ、児童虐待死に置き換えて研究していくことを示した。

さらに事例研究の方法について、社会福祉学における「事例検討」や、法学における「判例研究」、司法福祉の「審判例研究」、精神医学・精神保健における「心理学的剖検」について等、各分野で行われている事例研究についての先行研究について確認した。

第2章では、本章では、序章の児童虐待死をめぐる背景や、1章の既存の資料や先行研究の分析から、課題になっている点を明らかにした上で、本研究の意義を明確にし、研究の目的について提起する。

まず、本研究で研究すべき先行研究からの課題として、わが国では、児童虐待死についてはほとんど研究されていないという現状や、実施されている検証が事例研究などに適用しようと検討されてこなかったという点について挙げる。

第2節では、第1節から明らかになった課題から、本研究の目的である「児童虐待死について、裁判記録等を用いた検証、分析の方法・アプローチ方法の開発を行い、さらに、その方法を用いて事例検討会を実施し、児童虐待死に関わる専門職員研修に活用するなど、その有用性について明らかにすること」について提起する。

第3章では、本研究の方法について論じる。研究目的を検討するために、児童虐待死に至るプロセスを分析検討する手立てとしての裁判記録のもつ可能性について注目した。本研究の方法は、児童虐待死亡事例について裁判記録等の分析を行う方法論を開発し、それに基づく事例検討会の実施方法を示すという二つの方法を用いている。

第4章では、A県が実施した「児童虐待死亡事例検証報告4事例」を加害者の裁判に用いられた児童虐待死亡事件の裁判記録等を用いて再検証を実施し、すでに出されている検証報告との相違点を明確にし、裁判記録を用いることの有用性を示す。そのために、加害親が虐待死に至った経緯と関係機関の実際の関わりについて、供述調書等から読み取り、オリジナルのフォーマットと表現方法を用いて独自の資料を作成し、分析に用いた。実際に行行政機関が検証を行った4事例について、本研究では、裁判記録等を用いて事例検討を行うことで、4事例において、共通性が高い項目と個別性が高い項目があることを発見し、そこから裁判記録等を用いる事例検討方法の意義を明確に示した。

第5章では、本研究における第2の方法として、裁判記録等を用いた事例検討会の実施について示す。

前章で作られた資料を用いて、事例検討会を開き、新しい裁判記録の活用とそれをもとに作成したフォーマットや表現方法が、事例検討会という場を通して、虐待死予防ソーシャルワーク実践の発見と開発に役立つかについて検証する。

事例検討会を設定することで、事例に対する新たな事実を発見することができ、ソーシャルワークの展開に反映できる知見が得ることが出来ると考える。そのことは、今後の職員研修にも生かされ、重要な児童虐待死を予防しうる専門家の育成に寄与する裁判事例研究の方法であることを示す。

第6章では、裁判記録等を用いた事例検討の方法論・アプローチ法を開発し、児童虐待死亡事例について裁判記録を用いて、2つの方法で分析してきた結果から、その有用性について、総合的に考察し、結論を提示する。本研究では、2つの方法を用いて目的について検討した。一つ目の方法は、裁判記録を事例研究に適用できるようにするためのフォーマットや表現方法の開拓を行った。これには、従来の検証報告との違いを明確にすることができることを示した。

また、二つ目の方法として、その裁判記録を用いて行う事例検討のもつ意義や課題について、事例検討会を開催し、臨床的な感覚や見識を共有し合う場の設定を行うことが重要であるということを示し、さらに、このような事例検討会を設定することで、事例そのものに対する新たな事実を発見することができ、虐待死予防につながる、ソーシャルワークの展開に反映できる知見が得ることが出来るという結果について考察として総合的に考察する。以下の図1は本研究の章構成を示す。

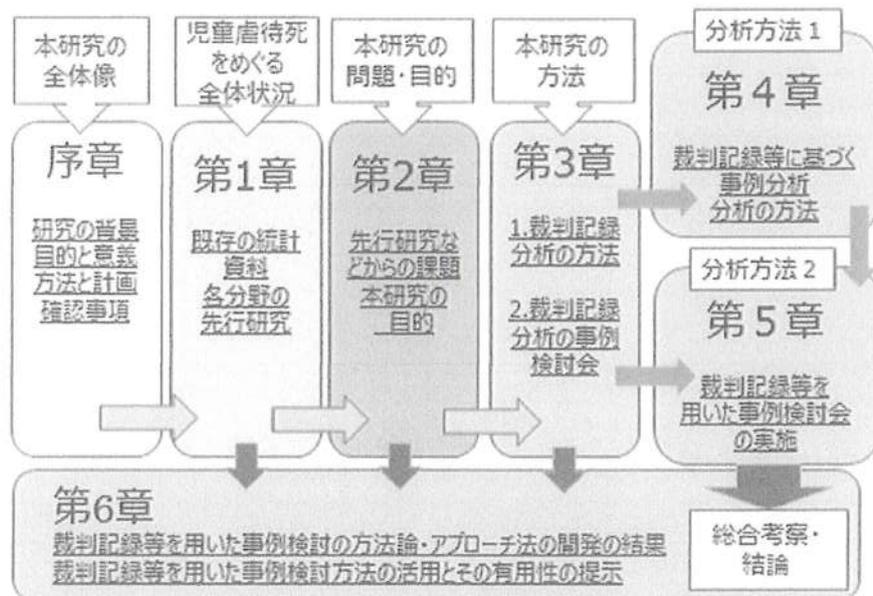


図1 本研究の構成図

4. 本研究の方法

本研究の方法は、児童虐待死亡事例について裁判記録等の分析を行う方法論を開発し、それに基づく事例検討会の実施方法を示すという二つの方法を用いている。

方法1では、児童虐待死亡事例について、各機関から発表されている検証報告に、裁判記録等から得た情報を加えて分析を行う。分析に際しては、従来の検証報告と裁判記録を用いた場合の違いを明確にし、事例検討会に適用できるようなフォーマットや表現方法の開発を行った。

方法2として、方法1の分析結果を資料として、インシデント・プロセス方式を用いて有識者や関係機関等の支援者・経験者などの参加を得て事例検討会を開き、事例ごとに虐待死に至ったプロセスを分析した。事例検討会の実施をするという方法は、臨床的な感覚や見識を共有し合う場の設定を行うことが重要であると考えた。

5. 本研究の内容

まず4章において、A県が実施した「児童虐待死亡事例検証報告4事例」を加害者の裁判に用いられた児童虐待死亡事件の裁判記録等を用いて再検証を実施し、すでに出されている検証報告との相違点を明確にし、裁判記録を用いることの有用性を示す。そのために、加害親が虐待死に至った経緯と関係機関の実際の関わりについて、供述調書等から読み取り、オリジナルのフォーマットと表現方法を用いて独自の資料を作成し、分析に用いた。

さらに5章においては、4章で作られた資料を用いて事例検討会を開き、裁判記録の活用と、それをもとに作成したフォーマットや表現方法が、事例検討会という場を通して、検証する。

裁判事例研究の実施によって、児童相談所等の人材育成として、臨床的な感覚や見識を共有し合い情報を交換し 実践現場で有効な研修体系の構築が立証することを示す。

6. 総合考察及び結論

裁判記録等を用いる方法は、加害親の心境、状況、反応、行動に近づくことが出来る数少ない手段のうち、実現可能な方法である。裁判記録等を用いることで、加害親が児童相談所などの関係機関からの関わりに対して、どのようなことを感じていたか等を知ることができる。そのため、児童虐待に関わる支援者や関係者は、当事者性を踏まえた分析によって新たな視点を経験し、視野の拡大につながるものである。

また、裁判記録等を用いて4事例について検討を行った結果、共通性が高い項目と個別性が高い項目があるということを考察した。共通性の高い項目については、本来、共通認識が必要な部分である。そのため、ガイドラインとして示す必要がある。また、個別性の高い項目については、本来、事例が進行中に明らかにする必要があり、これからの児童虐待問題の新たな事例について検討する際に、応用すべき点である。

本研究で示した2つの方法は、今後の児童虐待死防止に重要な知見を得ることができ、さらに裁判記録等を事例分析の対象とし、事例検討会を開いたことで、今後の実践に活かせる方法を提示し、専門職としての質の向上につながり、虐待死予防のソーシャルワーク実践の発見と開発となるものである。

ここでは4事例の事例検討によるもので、現時点での仮説的な方法論とアプローチ法を提示したに過ぎないが、児童虐待死について裁判記録等を用いて事例検討することは先例が少ない研究であり、児童虐待死の研究において一定の意義を持つと考える。

以下の図2では裁判記録等を用いた検証とその活用による裁判事例研究の意義として、裁判事例研究の実施によって、児童相談所等の人材育成として、臨床的な感覚や見識を共有し合い情報を交換し 実践現場で有効な研修体系の構築が立証することを示す。

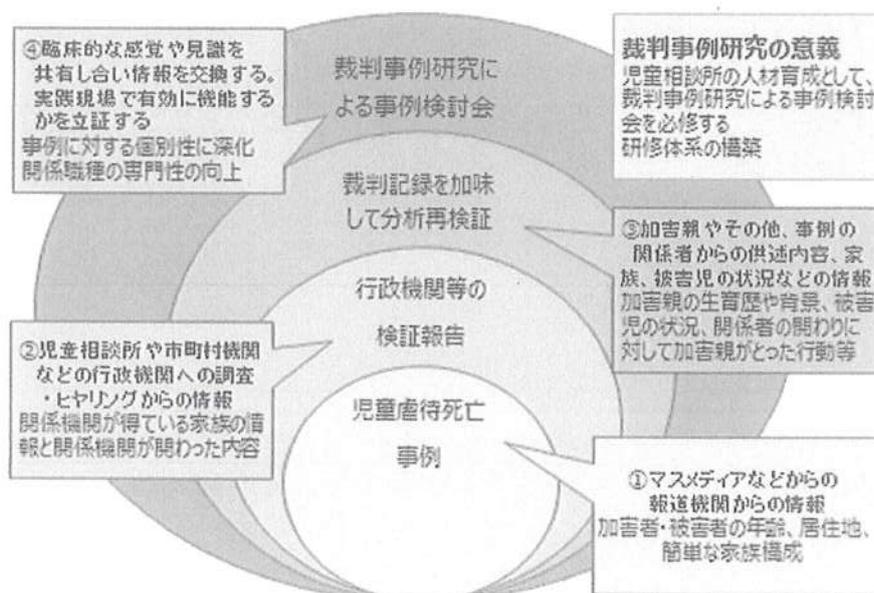


図2 裁判事例研究方法とその活用の意義

7. 結語

本研究についての倫理的配慮については、社会事業研究所の研究倫理委員会において「研究倫理審査」（承認受付番号：13-0405 ①裁判記録等の閲覧・分析，13-0406 ②事例研究会による検証 2013年7月29日付）を受け、承認を受けている。

また、本研究の第4章、第5章については、平成23年度より平成25年度について、「児童虐待死の司法福祉的分析とソーシャルワーク実践のあり方について」をテーマに、科学研究費助成金事業（基盤研究C）課題番号23520751として助成金で研究させて頂くことが出来た。ここに改めて感謝するとともに、今後もさらに研究を進めていく予定である。

Abstract

Development of a method for case examination
of the child abuse death using trial records
and consideration of its availability.

Tomoko Saito Doctor's Course
Japan College of Social Work

I propose that we should design a new approach to cases of parental child abuse using detailed analysis of historic child abuse cases. The current approach by the ministry of health is based only on local government reports and subject interviews.

Combining that information with detailed court records will give a more complete picture of the causes of child abuse and what can be done to prevent them.

Traditional abuse case reports were based only on evidence from the people involved. Including evidence from court records adds a new perspective leading to a better analysis of the case. I will demonstrate this approach using 4 cases.

This paper advocates two ways to improve the authorities handling of child abuse cases. One, by gaining knowledge critical to preventing future child abuse through combined local and authorities conferences, Two, by improving the quality of professional social workers through training and case study analysis. These are little precedent for this combined approach to child abuse case analysis in Japan.

Although this report uses a limited number of cases, there are little precedent for this combined approach to child abuse case analysis in Japan. As such I believe it is very important in reducing the incidence of child abuse.

【審査結果の要旨】

本論文の目次と要旨は前掲のとおりである。

齋藤論文は、児童虐待の減少に向けての有効な手法が求められている中で、裁判記録を用いることによって従来の行政機関の検証報告では見えづらい加害親や被害児の状況を把握できることを示し、それを基に必要な支援についての事例検討会を実施することの意義を示した論文である。

I 論文審査の手続き及び経過

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び同博士後期課程修了細則に基づき、第3次予備審査及び最終審査から成り立っている。審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて選任された大学院担当の専任教員5名が担当した。

5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長	大島 巖	精神保健福祉 福祉プログラム評価
審査委員	藤岡 孝志	児童福祉、心理学
審査委員	中島 健一	高齢者福祉、心理学
審査委員	北島 英治	ソーシャルワーク論
審査委員	児玉 桂子	福祉環境論、生活環境学

2 審査の経過

2013年10月31日までに提出された第3次予備審査博士論文について5名の審査委員がそれぞれ精読し、11月30日の公開口述試験を受けて、各審査委員の指摘事項を審査委員長がとりまとめ、1月9日及び委員の再指摘がなされた場合には2月7日までの修正を認め、審査委員会は修正された論文の提出を受けて審査を行った結果、審査継続とした。その後、審査委員会は、3月3日までの再修正を認め、修正された論文の提出を受けて継続審査を行い、5名の審査委員全員が第3次予備審査の評価を合格とし、審査委員会においての合格が了承された。

次いで、3月6日までに最終審査申請論文が提出され、審査委員会は、本論文の遂行能力から考えて、社会福祉学の豊かな学識も有していることから、最終審査での口述試験を行う必要はないと判定した。これらをふまえ、審査委員5名全員連名による「博士論文最終審査及び最終試験結果報告書」が作成され、2014年3月6日の社会福祉学研究科委員会に審査結果を提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2014年3月14日に、齋藤 知子 氏に対し、「博士(社会福祉学)」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

第3次予備審査では、①研究目的の明確さと重要性、②研究方法、分析方法、論述の適切さ、③研究結果のオリジナリティと社会的意義、④その他の4項目ごとに評価がなされた。博士論文最終審査及び最終試験では、社会福祉の知識等を含めた社会福祉学としての総合評価がなされた。

【審査委員指摘事項の要旨】

従来の児童虐待死亡事例に関する行政の検証報告の限界を乗り越えるため、詳細な裁判記録等の活用による事例検討の方法を示した独自性のある研究と評価できるが、一定の修正を加えることでより博士論文の完成度が高まると判断し、審査委員から次の点が指摘された。

- (1) 論文タイトル、研究目的、結論について、「裁判記録の分析をどのように行うのか」という点と、それに基づいて、事例検討会を行うということとの二つに、方法論的に分けて」検討し、「検証記録だけでは到達し得なかったソーシャルワークの観点を事例ごとに明示」し、インシデント・プロセス法による事例検討会、および事例検討会を用いた研修会の有用性を明らかにすることが求められる。
- (2) 論文の構成、目次などについて、本論文の中心部分である裁判記録等を用いた4事例の検証と4事例を用いたインシデント・プロセス法による事例検討会、および事例検討会を用いた研修会の有用性の検討について章を分けるなど、論文の体裁を整えること
- (3) 行政による報告と裁判記録とのソーシャルワークの観点からの差異の検討について明確化させること
- (4) 文献検索や文献引用など、博士論文に相応しい方法を用いること

(第3次予備審査)

【総合評価】

従来の児童虐待死亡事例に関する行政の検証報告の限界を乗り越えるため、詳細な裁判記録等を用い、その分析方法と、児童虐待に関わる関係者による事例検討会による事例検討の方法論・アプローチ法を開発し、従来の検証報告に対する有用性を明らかにしようとする独自性のある研究と評価できる。「これまで見えてこなかった加害者（実親等）と被害者（子ども）の状態を捉えることができ、これまでにない当事者性を踏まえた事例検討」の方法論を提案し、職員研修に活かすなど有用性・実践性も高い意義深い研究である。虐待死予防へのソーシャルワーク実践に示唆を与える研究である。

① 研究目的の明確さと重要性

「これまで見えてこなかった加害者（実親等）と被害者（子ども）の状態を捉えることができ、これまででない当事者性を踏まえた事例検討」の方法論を提案し、職員研修に活かすなど有用性・実践性も高い意義深い研究である。虐待死予防へのソーシャルワーク実践に示唆を与える研究である。

② 研究方法、分析方法、論述の適切さ、倫理的配慮

4事例の裁判記録等の分析を行う方法論を開発し、それに基づく事例検討会の実施方法を示すという二つの方法を用いている。特に事例検討会の実施については、事例検討結果にソーシャルワーク的視点を導入することと、その方法が職員研修に活用できるという有用性をもつ。倫理的配慮は適切に行われている。

③ 研究結果のオリジナリティと社会的意義

従来の児童虐待死亡事例に関する行政の検証報告の限界を乗り越えるため、詳細な裁判記録等を用い、その分析方法と、児童虐待に関わる関係者による事例検討会による事例検討の方法論・アプローチ法を開発することは、オリジナリティが高く、実践的有用性を有しており社会的意義が高い。

(最終審査評価)

博士論文最終審査は、「これまで見えてこなかった加害者（実親等）と被害者（子ども）の状態を捉えることができ、これまででない当事者性を踏まえた事例検討」の方法論を提案し、職員研修に活かすなど有用性・実践性も高い意義深い研究である。虐待死予防へのソーシャルワーク実践に示唆を与える論文であり、研究のオリジナリティ、社会的意義共に、博士論文の水準に達しており、合格とする。

最終試験では、本論文の遂行能力から考えて、研究課題を科学的に追求する自立した研究能力、社会福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究能力を有すると判断し、博士（社会福祉学）に値するものと審査委員全員が一致して評価した。